

平成20年5月8日（木）

（午前9時30分 開議）

○議長（中上良隆君）ただ今の出席議員は23人で定足数に達しております。

○議長（中上良隆君）これより平成20年5月橋本市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

今臨時会に出席の説明員については、お手元に出席説明員表を配付いたしております。なお、去る3月定例会以降、当局の人事発令により新しく就任し、本日出席の説明員を紹介いたします。

企画部長。

○企画部長（吉田長司君）去る4月1日の定期異動において説明員の変更がありましたので、ご紹介いたします。

まず、議員より向かって左の席より、総務部長兼選挙管理委員会事務局長、中山哲次です。

市民部長、岸田茂利です。

健康福祉部長、森本健二です。

経済部長兼農業委員会事務局長、山本重男です。

建設部長、樽井豪男です。

幼保一元化推進室長、前田彦尚です。

それから、右の席に移りまして、病院長の山本勝廣です。

教育次長の西本健一です。

上下水道部長、上田敬二です。

監査委員事務局長、池田清次です。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（中上良隆君）この際、諸般の報告をいたします。

市長から、平成20年5月7日付橋総第22号をもって、本日招集の市議会臨時会に提出す

る議案14件が送付されております。議案はお手元に配付いたしております。これを今会期中にご審議願います。

次に、平成19年度繰越明許費繰越計算書の報告がありましたので、その写しを配付しております。

次に、平成20年5月7日付橋総第23号をもって市長専決処分事項の報告があったので、その写しを配付いたしております。

以上で報告を終わります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中上良隆君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において2番 阪本君、7番 中谷和史君の2人を指名いたします。

#### 日程第2 会期決定について

○議長（中上良隆君）日程第2 会期決定について を議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会の会期は本日1日といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3 承認第1号 専決処分事項の承認について（平成19年度橋本市一般会計補正予算（第7号）について） から、日程第16 選第1号 橋本市固定資産評価員の選任について までの14件

○議長（中上良隆君）日程第3 承認第1号 専決処分事項の承認について（平成19年度橋本市一般会計補正予算（第7号）について）から、日程第16 選第1号 橋本市固定資産評価員の選任について までの14件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）皆さん、おはようございます。

市議会臨時議会開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆さんには、何かとご多忙の中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。陽光やわらかく降り注ぐ大変過ごしやすい好季節となつてまいりました。早いもので、新年度も1カ月余りが過ぎました。今年度も議員各位の高所からのご意見、ご指導を賜り、誤りのない行政運営を行つてまいり所存でございますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

それでは、提出議案につきまして申し上げます。

市議会臨時会に上程しております各議案についてご説明を申し上げます。

本議会には市長専決処分を行つた平成19年度橋本市一般会計補正予算など、予算の承認案件5件のほか、控訴の提起や条例の一部改正についての承認案件が7件、工事請負契約の締結についての議案が1件、橋本市固定資産評価員の選任案件が1件、合計14件を上程させていただきました。

まず、承認第1号は、平成19年度橋本市一般会計補正予算（第7号）であります。

本補正予算は、歳入において3月定例市議会以降に確定した市税、地方譲与税、地方交付税、配当割交付金など各交付金の増減額を

それぞれ補正するとともに、その増収額相当分を減債基金及び地域開発整備基金繰入金で減額することとし、歳入予算の調整を行っております。

また歳出では、時間外勤務手当の予算組み替えを行うとともに、事業の進捗状況により繰越明許費の追加・変更の必要が生じたため、あわせて補正したものであります。

次に、承認第2号は、平成19年度橋本市国民宿舎特別会計補正予算（第3号）であります。

本補正予算は、既に平成19年度中に予算化されている国民宿舎紀伊見荘改修工事において、事業の進捗状況により事業費の一部を翌年度へ繰り越す必要が生じたため、繰越明許費を追加するものであります。

承認第3号は、平成19年度橋本市病院事業会計補正予算（第5号）であります。

本補正予算は、病院事業会計における不良債務を計画的に解消するため、和歌山県市町村振興資金の病院健全化債を借り受けることから、地方債補正として借入限度額を定めるものであります。

次に、承認第4号は、控訴の提起についてであります。

この案件は、平成15年に発生した架空の生活保護支援システム等導入事件に関し、本市に使用者責任があるとして協同リース株式会社から損害賠償請求が提起され、去る4月21日に大阪地方裁判所で判決が出されたもので、この判決に対し事実認定及び法律上の判断に誤りがあると思われるので、上級審に提起するものであります。

承認第5号、平成20年度一般会計補正予算（第1号）は、承認第4号の控訴の提起により必要とする供託金や裁判諸費用を補正したものであります。

また、承認第6号、平成20年度病院事業会

計補正予算（第1号）は、平成11年11月5日に発生した医療事故について、平成20年3月7日に大阪高裁で医療訴訟における判決が出されたことから、損害賠償額を特別損失に、また損害賠償額に対する保険金を特別利益に、それぞれ予算計上したものであります。

承認第7号は、橋本市事務分掌条例の一部を改正する条例についてであります。これは、平成20年3月定例会以降に公共下水道雨水事業等を建設部から上下水道部に所管替えをする必要が生じたことに伴い所要の改正を行うものであります。

承認第8号は、橋本市指定訪問介護事業及び指定居宅介護支援事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは、後期高齢者医療制度の創設等を内容とする健康保険法の改正に伴う所要の改正を行うものであります。

承認第9号は、橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。これは、後期高齢者医療制度の創設により、平成20年度地方税法施行令が一部改正されることに伴い、74歳までの方を対象として国民健康保険税に後期高齢者支援金等の費用が新設されるため、橋本市国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

承認第10号の橋本市税条例の一部を改正する条例、承認第11号の橋本市都市計画税条例の一部を改正する条例及び承認第12号の橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、いずれも地方税法の一部を改正する法律が平成20年4月30日から施行されたことに伴う所要の改正を行うものであります。

承認第1号から承認第3号まで及び承認第7号から承認第9号までにつきましては3月31日に、承認第4号及び承認第5号につきましては4月21日に、承認第6号につきましては4月15日に、承認第10号から承認第12号

につきましては4月30日に、いずれも急施を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、それぞれ専決処分をしたもので、同条第3項の規定による議会の承認を求めるものであります。

議案第1号は、工事請負契約の締結についてであります。これは、高野口こども園新築工事の施行のため、制限付一般競争入札を執行しましたところ、株式会社浅川組が落札しましたので、請負契約を締結するにあたり、議会の議決を求めるものであります。

選第1号は、橋本市固定資産評価員の中山哲次が平成20年5月1日付で橋本市固定資産評価審査委員会事務局長に任命されるにあたり、平成20年4月30日をもって辞任しましたので、新たに清原雅代を選任いたしたく、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

以上、承認12件、議案1件及び選1件についてご説明を申し上げました。議員各位には、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（中上良隆君）市長の説明が終わりました。

これより、承認第1号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）質疑がないようですので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております承認第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、承認第1号 専決処分事項の承認について（平成19年度橋本市一般会計補正予算（第7号）について）を採決いたします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

○議長（中上良隆君）次に、承認第2号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番 平林君。

○10番（平林崇行君）この国民宿舎の繰り越しなんですけども、756万円ですか、繰り越されております。これに関しまして、どういう理由で繰り越したのか、またそしてこの国民宿舎である紀伊見荘に関しまして、今、橋本行政のほうもバックアップはしているということなんですけども、どれだけの利益を上げているんかという部分も教えていただきたい。というのは、今度、新しく、よく市長がおっしゃっています、またホテルが、ルート21でしたかね、そういうものが来れば、どうしても客との取り合いになる。本当に一部ではバックアップしているけども、一部では新しいものをつくっていく。本当におっしゃられる費用対効果を考えたときに、市長がおっしゃられる、これでいいのかと。そういう部分で、私は別に新しいホテルが来るのは悪いと言

いませんけども、本当に利益が出ない、市民にとって利用価値が少なくなっているときには、やはり行政としては決断という形の中のことを考えていかなあかん部分も、新しいものを生み出すときには、そういうことも一緒になって考えていかなあかん部分があると思います。その辺のところ、ちょっとご答弁願えますか。

○議長（中上良隆君）経済部長。

○経済部長（山本重男君）ただ今のご質問にお答えいたしたいと思えます。

この繰越明許になった理由でございしますが、これにつきましては、バリアフリー化のために設置する昇降機が受注生産でございまして、そのために3カ月の日数がかかるということでございます。ということで、繰越明許をさせていただきました。

それと、国民宿舎の収入でございしますが、平成18年度につきましては1億8,213万1,703円、それから平成19年度につきましては、少し減っておりますが、1億7,258万4,823円となっております。

それから、今後の課題というんですか、していかなければならないことにつきましては、国民宿舎の営業活動を積極的にする必要性と、それから接客や調理部門、味とか質を改善していくという努力をしていきたいというふう考えております。

以上でございます。

○議長（中上良隆君）10番 平林君。

○10番（平林崇行君）平成18年度、19年度、売り上げも落ちているということの中で、私は役所が、先ほど言うたようにバックアップするのであれば、それなりの理由が、別にもうけは度外視してでも、ここは歴史的な部分とか、昔からの本当に市民の憩いの場であるとか、公園もしかりですけど、そういうことに関しては、僕は必要であるからやっ

いと思うんですよ。ここの、じゃ、紀伊見荘に対して、行政は何を求めているんか、市民の人は何を求めているんか、そこのところをしっかりと、今おっしゃったように営業活動、味、質、これ、ここ、営業して何年やっていますの、この国民宿舎ができてから。こんな根本的なこと。これなんか僕からいうたら、ただの今の言いわけしかないんですわな。だから、これは本当に、じゃ、一つ一つ聞いていったら、どういうふうな味づくりするんですか、どういうふうな質を変えるんですかという、こういう計画は僕、多分、出されていないと思うんですよ。言うてるだけでね。まあ、それはそれでいいんですけど、要は言うてるように新しいホテルができるんですよ。非常に期待しています。というふうになると、どうしてもそれによって国民宿舎、紀伊見荘に泊まる人とホテルに泊まる人が全然違うのであれば、カラーを変えるのであれば、僕はもう別に全く問題ないですよ。けども、泊まる所がないから、国民宿舎がいっぱいやから、紀伊見荘がいっぱいやから、新しいビジネスホテルを建てて、そこへも客を流すという部分の発想であるんか、しっかり橋本に来てくれる人をちゃんとしたとこへ泊まらせて、それをなおかつ発展のために持っていく、それは国民宿舎は国民宿舎として、そういうふうなファミリー向けとか、そういうふうな部分での計画性があるんかどうかということをやったなら、本当にいつまでもここへ、こう、お金を突っ込む、どこの担当も全部予算削減できているんですよ。厳しい経営を迫られているんですよ。そういうときに、やっぱりある程度、決断というもんも大事になってくるんかなと思ってます。2年や3年のところでしたら、これからいろんな改善という形で、今の説明も、じゃ、頑張ってくださいで、私は質問を下げたいんですけ

ども、長いでしょう。長ければ、いいところ悪いところが出てくるんですよ、見えるんですよ。その部分に対して、行政はどうかでいくか、絡んでいくか、指導していくか。それができなかつたら、行政は予算を外しますというぐらいの厳しい部分が、答弁としていただきたいんですよ。ですから、その辺のところ、もう少し、行政側としてどういう指導をしていって、国民宿舎は橋本市において市が応援するためにどういう位置付けで、この国民宿舎を考えているか。その辺のところの答弁、よろしくをお願いします。

○議長（中上良隆君）経済部長。

○経済部長（山本重男君）確かに今、ご質問のとおり、大変難しい問題だと思っております。この新しいビジネスホテルが来ることによりまして、国民宿舎の位置付けとか、そういったものが変わってくる、宿泊者がビジネスホテルへ流れていく、その中で行政としてどういうことができるのかというのは非常に難しい問題だと思います。また、それを解消する一つの方法としてなんですけども、自然を生かしたものと、あの一帯の地域にしかない何かを求めていくとか、いろんな方法があると思うんですけども、その辺を生かしたものにしていきたい。行政として何ができるのか、確かに難しい問題であるし、困難なことだとは思いますが、一生懸命にやっていきたいと思っております。回答になったかどうかはわかりませんが、よろしくお願いたしたいと思っております。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております承認第2号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、承認第2号 専決処分事項の承認について(平成19年度橋本市国民宿舎特別会計補正予算(第3号)について) を採決いたします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

○議長(中上良隆君)次に、承認第3号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております承認第3号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

で、討論を終結いたします。

これより、承認第3号 専決処分事項の承認について(平成19年度橋本市病院事業会計補正予算(第5号)について) を採決いたします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

○議長(中上良隆君)次に、承認第4号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております承認第4号については委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、承認第4号 専決処分事項の承認について(控訴の提起について) を採決いたします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

---

○議長（中上良隆君）次に、承認第5号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております承認第5号については委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、承認第5号 専決処分事項の承認について（平成20年度橋本市一般会計補正予算（第1号）について）を採決いたします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

---

○議長（中上良隆君）次に、承認第6号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております承認第6号については委員会の付託を

省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、承認第6号 専決処分事項の承認について（平成20年度橋本市病院事業会計補正予算（第1号）について）を採決いたします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

---

○議長（中上良隆君）次に、承認第7号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております承認第7号については委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようです  
で、討論を終結いたします。

これより、承認第7号 専決処分事項の承認について（橋本市事務分掌条例の一部を改正する条例について）を採決いたします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

○議長（中上良隆君）次に、承認第8号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）質疑がないようです  
で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております承認第8号については委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようです  
で、討論を終結いたします。

これより、承認第8号 専決処分事項の承認について（橋本市指定訪問看護事業及び指定居宅介護支援事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について）を採決いたします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

○議長（中上良隆君）次に、承認第9号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）これ今、非常に問題になっております後期高齢者医療制度に関しての市の条例改正ということだと思えますけれども、まずお尋ねしたいのは、今回のこの条例改正によって市民の方、よくあるモデルケースですとか、ありますよね。それぞれの、どういった世帯で、どれぐらい負担が変わるのか、この条例、いろいろ細かい数字、出ているんですが、試算されたケース、市民の負担がどのように変わるのか、教えてください。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本健二君）今の質問の件なんですけども、今言われたように、細かい一人ひとりの集計というのはできておりません。ただ、ここに一応、一つとしてさせていただいてありますのは、単独の1人世帯の方で固定資産がない場合、年金受給額が80万円の方、その方につきましては、費用が1万5,400円で、固定資産がない場合で120万円の年金受給額がある方が1万5,400円、それで次に、160万円の方が1万9,500円、200万円の方が6万8,500円となります。長寿医療として、その方が、それが今、国民健康保険料金の一般の今までの分の国民健康保険料金、80万円の方は1万5,400円です。単身の場合。その方が、同じように単身の方で長寿医療に変わった場合は、7割減税がありますので、1万3,000円に減額されます。120万円の方は1万5,400円で、その方が7割減税で1万3,000円に、160万円の方が、1万9,500円の方が1万8,500円に、年金収入が200万円の方が、6



万8,500円の方が7万1,900円で、この時点で逆転します。

あと、国民健康保険のほうのいろんなケースがありまして、非常に比較するのが難しい状況でございます。例えば、1世帯に極端な話、70歳の方と77歳の方がおられましたら、1人だけがご存じのとおり後期高齢者医療のほうに行かれます。そのときの算定というのは、国民健康保険のほうがもともと2人やったやつを算定して、今度、後期高齢者医療に行った者と、それで1人が国民健康保険に残る者、そういうふうな比較をしていかんと出ないということで、一人ひとりが全部、算定の数字というのが違ってきます。ですから、Aという人について国民健康保険、従来と今回は比較することは可能なんですけど、それをすべてやろうと思えば、全部でかなりの世帯数がありまして、それをやろうと思ったら電算が、コンピュータがなかったら非常に難しいというようなケースになってまして、今のところ、一人ひとりの、全員の比較というのができておりません。

以上で、ご了承、よろしく申し上げます。

○議長（中上良隆君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）これ、非常に複雑な制度のようなんですよね。近ごろ、いろんな報道であるんですけども、今、部長、答弁あったように、個々のケースによって非常に難しい。また今、試算しているのは、あくまでもこの2年間だけの話です。激変緩和措置だとか、そういった制度を使っただけのことしか、厚生労働省のほうも発表していません。介護保険がどうだったのか。最初のうちと、今とで、だんだん厳しくなっています。そういった、これから先のこともあわせて市民に対して、どれだけ負担が増えてくるのか、またそれを市としてどの程度サポートできるのか、それとともに、確実に市民の方にご理解

いただけるようにしていかないといけないと思うんです。今の世帯の話が出たんですが、例えば同じ年金額であったとしても、固定資産がというような話があったと思うんですが、子どもと一緒に同居している場合と、していない場合、この年収の計算の仕方が、後期高齢者医療と国民健康保険とで異なっておることが今、非常に問題となっていると思います。4月1日からの実施、また15日から年金の天引きが始まっております。市民の方も相当混乱されておられると思うんですが、この国の制度を、今ここでどうこう言っても無理なのはわかっているんですが、市民の方たちに、どのように、個々にというと難しいんでしょうけれども、今後これだけの負担が増えてくるんだと。さっき、低所得者はマイナスに、安くなるというような感じの答弁に受け取れたんですが、実際のところ、個々のケースで見ると、決してそうではないということが今、国会の議論の中でも明らかになってきています。行政として、一体何ができるんですか、市として。市民の方に、これは国のやっていることやから、どうしようもない、ついていかないと仕方ないと。それはそれでわかるんですけども、どのようにご理解をいただけるように、方法なりをしていかれるおつもりなのか、答弁願います。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本健二君）もう、この後期高齢者医療に入る前に、以前、2月、3月だと思います。市の広報に後期高齢者医療の仕組み等は載せさせていただいております。また、各地域、公民館へ回らせていただきまして、参加人数は少なかったんですけども、これの説明会を開かせていただいております。また、各地域のほうから、老人会また自治会のほうから、個別のほうに人が集まるので、後期高齢者医療の件について説明していただ

けませんかということであれば、うちの担当のほうから日程、日時が合えば協議し、行かせていただいております。また、窓口、電話での対応も、かなり頻繁にかかってくると思います。今は、ちょっと落ちついておりますけれども、以前はかなり窓口、電話の対応が、もう鳴りっ放しというような状況で、そのときに、ここにあるんですけども、20年度の国民健康保険税についてということで、こういうような計算の仕方という形でマニュアルをつくってありまして、これを渡させていただくと同時に、これに基づいて、こないなりますよということ、窓口に来られた方につきましては説明させていただいていると。それで、健康福祉部は、私たちは市として何ができるんということ、議員のご質問でございますけれども、私どもの窓口に来られた方に懇切丁寧にご理解をいただけるように、きちんと説明していくということが、今の私たちにできる仕事だと思っております。

以上です。ご理解、よろしく申し上げます。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

12番 辻本君。

○12番（辻本 勉君）関連してですけども、実態把握というのは、なかなか難しいということだと思うんですけども、やはり橋本市として、本当に市民の立場に立った行政からいきますと、本当に、この後期高齢者医療制度が導入されて、市民がどうなったかという実態把握というのは、大変大事だと思うんですよ。だから、その辺、もっと市民の側に立った立場でしたらんと、相談に来たら説明しますという、そういう受け身的な行政じゃなしに、もっと能動的な態度といいますか、橋本市民がどういう影響を受けとるんかということ、本当に親身になって、やはり調査をして、データを持った中で市民と対話していく、話し合い、説明していくという、そういうこ

とが特に一番大事なかなと思うんです。国の施策なんで、国はええかげんに大きなところでぶち上げてますけども、地方自治体は直接、市民と密着していますんで、その辺を、やはりもっと親身になったデータをとって、それに基づいて対応していくという、説明をしていく、それが大事かと思うんですけども、その辺、今後、とりあえず市民から苦情、出てきたら相談したらええわというような態度でいくんか、その辺ちょっと答弁願いたいです。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本健二君）今の質問なんですけども、私も国会のほうでそういうふうなことがありました。民主党の方が厚生労働大臣に根拠になる積み上げはないんかという形で、それは1回調べますと言うたんですかね、何かそういうような形で答弁されたと思います。本市の場合については、4月1日現在で、後期高齢者医療の対象者が7,602人います。これは、あくまで4月1日現在なんですけども、その方の一人ひとりのデータの突合というのは非常に難しい面があります。実際にやれば一番いいんですけども、その資料等を持ってできればいいんですけども、7,602人の方を、これを一人ひとり、旧の国民健康保険から今度、後期高齢者医療になった場合、どれだけ金額上がるんかというときは、非常に難しい面ありまして、私も一応検討したんですけど、今のとこちょっと難しいと。ただ、先ほども言いましたように、パターンをいろいろつくって、そういう人について、このようになりますよということであれば可能かなと思っておりますけども、一人ひとり、全部違います。例えば、被用者保険、社会保険に入っている方、共済に入っている方、その家族についても6人家族のうち国民健康保険に入っている方もおられますし、被扶養者の扶養家族になっておられ

る方がおられます。そのパターンが全部違ってくるので、一人ひとり、全部、今のところ、そういうふうなコンピュータがございませんので、手作業でやっていかんなんと。非常に事務量が増えて、今の時点でも、かなりいろいろ大変な時期に、それを同時にやっていくということは非常に難しい面がありますので。確かに今、議員が言われたとおり、市民の方が困惑しているのが現状でございますので、そういう今度、広報にいろんなパターンを載せて、ご理解できるようにしていきたいと、その程度であれば、今の事務の体制でもできるんじゃないかと思っておりますので、ご理解のほう、よろしくをお願いします。

○議長（中上良隆君）12番 辻本君。

○12番（辻本 勉君）7,600人という数を、すべて把握せいというのは大変、それをやっていただくのが本当に親切な行政やと思うんですけども、今聞いていたら、なかなか難しいということだと思っておりますが、その中で、もうできる限り細かなパターンを、やはり出して、それを広報なり、いろんな形の中で、やはり市民に知らせていくという、大ざっぱな、先ほどの13番議員に説明にあったような、大ざっぱな、どこにでも新聞に載っているようなパターンじゃなしに、実際の橋本市民の中でのパターンを、できるだけ細かく出して、市民に知らせていくということをぜひともお願いいたしたいと思っております。

○議長（中上良隆君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）市長にお伺いします。

これは国会のやりとりを見てても、あるいは県会、今の市議会、市職員、担当職員、いろんなお話を伺っていても、なかなかわかりにくい。私の両親が90歳で亡くなって、父が、母が今86歳でございますけど、これから高齢化社会になったら、とてもやないが、そういう人たちに、何ぼ理解せいというても無理な話

なんですわ。こういう制度自体が、やはり欠陥がある。市当局としては、国の事務、県の事務を、いろいろ引き受けておられるんですけども、国に対して何らかのルートを通じて、こんな制度あかんと改善を求めることをお願いしたいんですけど、市長のお考えはいかがですか。

○議長（中上良隆君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）松浦議員の質問にお答えしたいと思います。

本当に、この高齢者の増加というのか、そういう中で、日本全体の医療制度が、医療費が32兆円なんなんとしておるのが現実でございますし、毎年1兆5,000億円から2兆円、32兆円が現在あるわけでございますけども、そういう中で、非常に困っておると、国自体がね。それで、こういう新たな高齢者医療制度というような仕組みが発生してきたわけでありまして、我々も、やはり基本的には県の後期高齢者の広域連合もございまして、そういう中での議論もしてございまして、市長会でもしておるわけでございますけども、まずスタートして、そして改善すべきところは改善していくという、今はまだ完結型というんじゃないと思うんで、もう少し様子を見て対処していこうやないかということで、我々もいろいろ議論はしておるのは確かでありまして。ただ、きのうも伊都の医師会の会長とも話し合いを、このことについて申し上げておるわけでございますが、市として、そうしたら何ができるか。医師会としては、どないご無理を願えるかというようなことも、きのう、もう大分、1時間ほど議論しとるんです。これは、基本的には、もう制度やから、制度にのっとってやっていかざるを得ない。しかし、我々としては、やはりそういうメタボリックシンドロームという2,000万人、全国におられ

るという中から、橋本市でも、やはり相当おるわけでございますので、そういう人を中心に、とにかくそういう特定健診を、もう半強制的にやっていく。あるいは、その健診の結果を、どんどんとその診察をしていただくんですが、きのうも医師会の会長とも話したら、こういうことをやれば、これだけの金額と出てくるんですよ。それで、きのうも折半というんですか、医師会も協力いただいて、数字で言うのは語弊がありますが、数百万円ほど、これぐらいの受診率があると。そしたら、これだけほどが、ひとつ医師会で皆、協議した上でサービスしていこうやないかとか、具体的にね。それは、市としては、そういうことの細かいことまで今入り込んで、我々もやっておるわけでございますし、結論から言いますと、もう少し国の制度として、まだ完結型やないと私らも判断しておるわけでございますので、様子を見ながら今後対処をしてみたい、そう思っておるところであります。

しかし、市として何ができるかということも現在、担当部課とも、きのういろいろと医師会の代表の皆さんとも議論をしておるということだけは、ここではっきり申し上げておきたいと思えます。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）市長のお考え、今の行動、わかりましたけれども、これは、やっぱり後期高齢者、高齢者社会になれば医療費が高くなる。これはだれかが負担しなければならぬ。これは、きれいごとを言って、それで大変だ、大変だと票を稼ぐために言うてる政党もありますけど、そうじゃなくて、負担すべきは負担をお願いすると。基本的なところを、きっちりわきまえた上で、わかりやすい話、わかりやすい、やっぱり無理ですわ

ね、70歳、80歳、90歳になった人に今の制度を、これはこうですよ、あんたはこうですよ、聞いた後ろからもう忘れとるといような状態の人がこれからどんどん増えていく中で、今、確かに走り出して間がないんですけども、もう致命的な欠陥って、そういうところに私はあると思いますんで、できるだけその欠陥を早期に見つけていただきまして、国あるいは県に対して働きかけ、よろしく願います。

以上です。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）この後期高齢者医療制度については、3月議会でもいろいろ問題点も指摘しましたし、今も4月1日から実施されて、全国的にもいろいろ問題も出てるし、また全国の47都道府県のうち、27の都府県の医師会で反対の決議が出たりとか、また慎重に対応をとということをおっしゃっています。

そこで、市民病院にお聞きしたいんですけども、外来についてもありますけど、入院と終末期医療についても今度、新しく75歳以上の人については200点、100点と算定できる制度が新たにできたわけなんですけれども、年齢によって差別するという、この後期高齢者医療制度の非人間的な制度なんですけれども、この終末期の患者さんについての算定と、退院を、75歳以上についての、それを算定するかどうか、市としてどういうふうに対応するかについて、市民病院としてどういうふうに対応するのかということでお尋ねします。

○議長（中上良隆君）2番 阪本君にちょっと言いますが、後期高齢者の制度についてのみの質問にさせていただきますか。

○2番（阪本久代君）制度で、市長に対してどうですかだったから、市民病院はどう対応するんですかということをお聞きしているん

です。

○議長（中上良隆君）だから、制度について、もう少し簡潔に質問してください。広げずに。

2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）この制度そのものというか、市は何ができるんですかという今、質問だったので、そしたら市民病院は、どう対応するんですかということ、外来のほうは関係なしで、入院のことと、終末期医療のことの2点についてお尋ねしたんです。だから、市民病院として、この後期高齢者医療制度に対して算定していくのかどうかということ、単純に言えば。そのことについてお尋ねします。

○議長（中上良隆君）病院事務局長。

○病院事務局長（尾崎慶和君）ちょっとご質問の趣旨がわかりにくいんですけども、後期高齢者医療制度が4月1日から施行されて1割負担ということになっております。それで、その中で終末期医療あたりが後期高齢者の方に対して不利になるんじゃないかというご質問だと思うんですけども、我々の病院は決してそういうことじゃございませんでして、医療といいますのは患者さん個々に応じた、症状に応じて治療するものでございまして、75歳以上の方であるから治療上の効果を下げるとか、反対に、そういうものをコントロールするようなことは一切できませんし、今まで変わらずのようないわゆる我々は市民病院としてのあり方について、しっかり治療をしていくということが基本でございます。ですから、制度上がそうであるからといって、先生方がそういう判断のもとに、なかなか現場でそういう医療を軽減するような形をとれるかといいますと、私はそうはできないというふうに思われます。実際、そういうことで臨んでおりますし、本院は以前から申し上げておりますように急性期病院でございますので、

在院日数の短縮というものに努めております。他方、亜急性期病棟というものを持っておりまして、その病棟につきましては90日まで入院可能となっておりますので、後期高齢者の方についても、そちらのほうで十分、他の病院の施設とか移る前までにしっかりある程度の治療が完結できるように、現在も取り組んでおるところでございますので、ご了承のほど、よろしく願いいたします。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）何かちょっとこの承認案件の議論からずれとるように思うんですけど、僕ちょっと聞きたいのは、この条例の一部改正ということで、要するに金額が変わるわけでしょう。そやから、7,600人からの対象者の方がいらっしゃる中で、やっぱり先ほどのあれから、僕らもよう問い合わせ、あるんですけども、個々にやっぱり金額が違うてくるんですよ。そやから、当局として窓口対応の部分について、この改正によってどのように今まで4月から保険料徴収、また6月にあるわけでしょう。そやから、窓口対応について、どういうふうに、今物理的に難しいんか、それも専任置かないかんのか、その辺の対応について、ちょっとお聞きしたいんですけどね。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本健二君）窓口対応なんですけど、今までは、4月に入った時点でテレビ等で報道されました時点につきましては、先ほども答弁させていただきましたが、電話が鳴りっ放し、窓口は人が数珠つなぎで、うちの担当者4人が、もう右往左往というような状況でございました。今は、ちょっと落ちつきまして、電話とか窓口対応はありますけども、今のところ、対応し切れないというふうな状況ではございません。この前からも、

老人会とか自治会のほうからも、ちょっと出張で説明してくれないかということでありまして、うちの日程が合いましたので行かせていただいて説明させていただいているというような状況でございます。

以上です。

○議長（中上良隆君）21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）僕は、いろいろと市民の方から聞かれるんですよ。やっぱり、電話かけてつながらないとか、当然、窓口対応として職員の人が一生懸命やっただいてるのは、よくわかります。ですから、物理的に難しいであれば、やっぱり当局として、その辺の人員の部分についての検討も、こういう改正に伴う混乱というのものもあるわけで、6月にまた2回目の徴収、あるわけでしょう。4月にあって、また6月に当然、それを考えられるわけなんで、こんだけの、1人について960円やとか、1世帯について1,200円とかという部分について、個々にやっぱり金額は違うわけですよ。僕ら、聞いている中では、やっぱり将来の医療制度を維持していこうと思ったら、新たに長寿医療制度に行かれる保険者の人も理解している人もおるんです。だから、一人ひとりの対応、そら確かに説明しにくいということなんで、やっぱり電話かけてきていただいたり問い合わせのあった場合には、先ほど何人かの言われるように、スムーズな対応できるように、行政としての対応を、やっぱりとるべきやなというふうに僕は思います。健康福祉部長も着任早々、いろんな思いはあると思うんですけども、職員の方は、やっぱり大変な思いしてされているんですよ。そやから、人員を増員するとか、その期間だけを増員するとか、やっぱりそこら辺の対応というのは市民に対して行政サービスのやっぱり一環ですから、考えていただきたいなというふうに思います。

この点はいかがですか。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本健二君）今の質問に対してですけれども、うちの課として今の人数で、今の時点ではいけるとような状況です。ただ、もしいけないようであれば、健康福祉部の中の課の中でできるだけ応援いただいて、できるような形でしていきたいなと思っておりますので、ご理解よろしくお願ひしときます。

○議長（中上良隆君）11番 岩田君。

○11番（岩田弘彦君）先ほど市長のほうからも、いろんな現状把握に努めて、いろんな橋本市から対応ができないかというご相談、医師会のほうにもされとることなんですけど、これについて私、一番心配なのは、ここで、この高齢者医療制度に賛成、反対できませんので、この制度が変わるときに、一番私が心配するのは、橋本市民の皆さんの中で、著しく生活の継続が不可能になるようなひずみが集中するような人がいるか、いないか。制度のひずみって、どうしても最初は皆さん、真剣に制度を考えているんでしょうけど、官僚の皆さんが、でも現場に目が届かないということがありますので、この制度でいくと、あまりにも、こういう範囲の市民の皆さんに生活の継続が不可能であると、そういう状況がある場合には、やはり現場として声を上げていくということは必要やと思いますので、その辺のセーフティネットに対して、やっぱり現場としては、この制度を実施するところいう一部の人にひずみがありますよ、一部の人が生活の継続が不可能になりましたとかという分には目を光らせていくべきやと思いますので、その辺を、やっぱり制度を実施する中で橋本市民のこういう一部の人にかかるよとかというところに、やっぱり注目させていただいて、それはそれできっちりと声を上げていただきたいというのが一番あるんですけど、それ

について積極的にやっていただきたいんですが、答弁のほうをよろしくお願いします。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本健二君）今の質問は、非常にうちの担当としては難しい面、簡単そうで非常に難しい状況でございます。今のところ、まだそこまでひずみのある方というのが把握できていないというのが現状で、恥ずかしい話でございますけども把握できておりません。ただ、もしそれであれば、また地域の中で今、生活保護とか、そういう形の中で、医療保護とか、医療単給の保護とか、そういう形がありますので、そちらのほうで一応、相談という形になるかと思えます。それで、いろんな医療費の減額だとか、医療費の生活保護による援助とか、そういうことしか今の時点では考えていけないのかなというような気しております。そういうことをご理解いただきまして、よろしくお願ひしときます。

○議長（中上良隆君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）承認第9号と、承認第12号と、国民健康保険税条例の一部を改正する条例が二つ出てるわけです。9号については、3月30日で専決処分、12号は4月30日で、この9号は4月1日から後期高齢者医療制度が始まることに伴う高齢者支援分というのを新たに加わることで改正になっているんですけども、まあ言うたら、それは前から4月1日から実施ということでわかっていることで、これが、なぜ3月30日付の専決処分になったのは、たくさんかなり長くあるんですけども、新旧対照表で見ましたら、このうちのどの部分が3月議会に上程できなかったのかというのが1点と、それと確認なんですけれども、8ページと13ページと2割減免について、今までは申請しないとできなかったのが今回、それが省略されて、その項目がなくなっているんですけども、2割減免については自分

で申請しなくても市のほうが、きっちりと作業してもらえるのかどうかということの2点、お尋ねします。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本健二君）今の質問にお答えしたいと思います。ちょっと私もなって、すぐには質問のことについての確に答えられるか自信がありませんけども、9号の件なんですけども、9号につきましては市長も述べたように地方税法の一部改正にする法律、後期高齢者医療制度の創設により74歳までの方を対象として後期高齢者支援金等の費用が新設されるためということで、9号はなっています。ほんで、このときに、まだ最高限度額ということで、旧の国民健康保険のほうでは56万円というふうな規定がございました。そののやつを、どないするんなどということ、国会のほうでは、まだそれが決まっておりましたので、それが保留となっております。12号はまだ審議されておられませんけども、12号の中では、その件を上げさせていただいております。56万円のやつが、一応案分して、医療分と支援分で上げさせていただいております。12万円と57万円ということで、限度額、両方足したら、ちょっと引き上げられたという形になるんですけども、そういう形で12号の中では書かせていただいております。それと、新しく12号の中では特定世帯の新設ということで、主なものは、先ほど言われていたように、最高限度額の改正と特定世帯の新設ということで、ちょっと例を挙げてみますと、2人世帯の家族がいてると。それで、1人が後期高齢者医療に行くと、1人が残る。それで、残る方について減額すると、2分の1にするとか、7割減税だとか5割減税、2割減税というような形で今回されております。ちょっと説明不足で、えらい申しわけございませんけども、減額につきましては

所得に応じて7割減税、5割減税、2割減税ということでもあります。

そういうことで、ちょっと説明になっておりませんが、ご理解いただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

（「答弁もれ」と呼ぶ者あり）

○議長（中上良隆君）指摘してください。

○2番（阪本久代君）2割減免の申請しなくていいようになったという、その辺の説明が抜けていたんですけど。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本健二君）7割減税、5割減税、2割減税につきましては、こっちの行政のほうで、それをさせていただきます。申請、特に要りません。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

24番 中西健君。

○24番（中西 健君）先ほどから、この高齢者の保険制度について意見がある。それほど国民にとって関心な、いわゆる重要なことなので心配されておるわけですが、一つは、この制度が一番不安に陥っているのは、やはり75歳の方々です。特に、どれぐらいの負担を求められるかと、こういう不安があつて、この中で、国会でも舛添大臣が以前より安くなると、こういう発言をされて、今はわかりませんが、こういうあいまいな所管大臣がこういう中で、国民の不安がやっぱりあるわけです。これを、地方行政がどう対応していくか。これは、もう国で決まった法律でありますので、行政としては肅々とやっぴいかなきゃならん。一つは、市長にお願いしたいのは、広域連合の中で負担を少なくするために、いわゆる全国の都道府県の中でも、そういう支出をして支援をして、できるだけ援助していくという府県が出てきております。そうした中で、広域連合の各自治体で、そういう中で

どう、そうした人たちに対応していくかということが、やっぱり一つは求められとる。これについて、また後ほど市長に答弁していただくんですが、それと同時に、先ほどの中で、この制度が非常にいいのか、悪いのか、これも我々地方議会として判断していかなきゃならん。その中で、これはどうも具合悪いとなれば廃止を求めて、議会として当然言わなきゃならんし、また保険制度そのもののことを考えた中で、一部修正の中で議会として行動を起こしていかなきゃならん。これは、やはり議会の役割。これは、もう十分承知しております。ですから、この広域連合の中で、できるだけ負担の軽減に努力していただくということと、もう一つは、先ほどから市民にどう伝達していくかと。75歳以上、電話もかけられない方もおるやろうし、役所へなかなか出かけられない、こういう人たちもおるんで、今、先ほどから物理的な問題も今、対応できますということの答弁をいただいたんですが、そうした中で、各公民館、出先機関で、いわゆる相談日というものが、地域の人が歩いてでもできるような、そんな方法で市民の不安を解消するために、また今の段階では説明できないといいますけども、できる範囲内においてそういうのができないのか、この二つだけお願いしたいなど。

○議長（中上良隆君）24番 中西健君の質問に対する答弁を保留し、50分まで休憩いたします。

（午前10時37分 休憩）

（午前10時50分 再開）

○議長（中上良隆君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、議案審議を行います。

24番 中西健君の質疑に対する答弁を求めます。



市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）中西健議員の質問にお答えしたいと思います。

非常に多くの議員の皆さんからもご質問いただいておりますし、まず私も地方自治体として、どうこれを対処していくかということで、非常に大きな問題でございますし、せんだっての議会でもジェネリック薬品の問題が指摘されておるわけでございますし、これは伊都の医師会と話し合いがつきまして、これは大いに結構なことであるという見解を明らかになってございます。そうした中で、薬剤師会とも連携をとりながら、我がめらでできるだけ最大限、今、努力して、この後期高齢者医療制度の難局を切り抜けていくべきだという決意をしているわけでございますし、そうして近くジェネリック薬品につきましては市報で市民に、できる限り、医師会は一応意を通してございますし、病院も話が了承してございますので、一般の私もあちこちへ行って話、あいさつするときに、ジェネリック薬品を大分PRしておるんですが、全体のやっぱり六、七割は知りません。ジェネリック薬品って何ですかと、後期高齢者医療薬品というのですかね。それは、特許の問題からいろいろ話しますけれども、そういうことがようやくだんだん浸透してきたこと。これは質問の答えと違いますよ、今は。今は、中西健さんの前の人の残りであります。そういうことで、ジェネリック薬品ということも我々、機会をとらえながら、これのことによって非常に節約できていく。

私、申し上げたいのは、結論は、やはり早期、自分の体は自分で管理するということを、どこへ行っても言っとるんですわ。やっぱり早期診断、早期治療、これが皆、怠っとるさかいですよ。それで、1カ月に例えば、聞い

てくださいよ、100万円も150万円も治療費、どんどんかけておって、それをみんなの負担でやっとするわけですよ。まあ、そういうことはさておいて、中西議員の本題のご質問にお答えをしたいと思います。

非常に、こうした事態の中での後期高齢者と歌山県広域連合での議論も、非常に議会としては平林議員が参加いただいておりますが、その熱戦の展開、模様もよくわかると思いますけれども、我々としまして、できる限りそういうことをまとめて、そしてもう少し様子を見ようというところの意見も相当ございますし、しかし、できるだけ県民のため、市民のために沿えるように、その広域連合で、ひとつまとめて、国へ強い要請をしてみたいと思いますし、私も市長会の理事をしておりますので、近畿でもそういう議論が何回となしに出ておるわけでございますので、ひとつそうした機会をとらえて取り組んでみたい、そう考えてございますので、ご了承をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本健二君）先ほどの中で、公民館で相談事業とか、そういう形でできないかという質問に対してですけども、その件で、個人情報の関係、以前も3月に公民館でこの説明会を開かせていただきました。そのときにも、ちょっと困ったんですけども、一人ひとりの金額のをしようと思いましたが、端末を向こうへ持っていかんなんという形がありまして、それと団体の中では非常に個人情報の関係がありまして、年金がどれぐらい、所得がどのぐらい、家族の構成の所得がどのぐらいという形で、非常に難しい面、ございました。それで、一応今の出前講座的について、全般的なことについてはできるんですけど、個々のやつについては、やっぱり個人情

報の関係がありまして非常に難しい面がありますので、その件につきましては、ちょっと検討させていただくということで、以前から行っております出前講座とか、それについてはもう続けてまた進めてまいりたいと思っておりますので、ご了承、よろしくお願ひしときます。

○議長（中上良隆君）24番 中西健君。

○24番（中西 健君）今の個人情報の関係で、非常に難しいという答弁で、いわゆる出前でもそうした形で、不安を一掃するという一つの目的として考えていただきたいと、こういうふうに申し上げておきます。

それから、市長の答弁で、私は全部の該当者にそうした配慮をしていけというんでなしに、もう毎日テレビで流れてくるのは、年金生活者で5万か6万いただいている方々の中で、切りつめた食生活をした中で、そういうふうなのが、やっぱり目に飛び込んでくると、やはり経済大国、それで世界有数の地位にある国が、そうしたことを無視しているような、そういうようなことを考えたら、一言でいうたら非常に悲しい。そうした人たちへの、もし生じた場合、橋本市にそういう該当者がおった場合には、やはり広域連合の中で費用のある程度の支出をしてでも、私が今まで言うように弱者対策として申し上げてきてるように、そうした方々にできるだけことはやっぱり、これが本来の政治の姿であろうと、こういうふうに思うので、市長におかれまして、その点お願ひをして。もう答弁、どうせまた同じような答弁になりますので、もう終わります。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）後期高齢者医療制度は、国会でも議論されていますけれども、うば捨て山よりもひどいというふうな議論、ありま

す。私も全くそのとおりでというふうに思っています。この制度は、75歳以上の高齢者の皆さん、それから一番問題は74歳までの年代の方と差別をするという法律なんですよ、どう調査してもね。一つは、全く所得のない方からも保険料を徴収するということやな。今までになかった保険証を取り上げてしまって病院に来ないようにしていくという、これはこれで医療費の削減だけ考えたら効果が出ると思うんですが、自治体としてできることは、だめだということでしたが、市独自の減免制度をつくって1万5,000円以上の年金者から保険料を取るわけですから、1万5,000円以下の人については、もう保険料をゼロにする、そういった積極的な施策が求められてると思います。長々言うつもりないんで、ポイントだけ。制度のポイントとしては、そこが大きいです。

それから、もう一方の医療のほうですけれども、これは政府がねらっているのは包括医療といまして、高齢者がいわゆる担当医をつくって、この担当医に診てもらって、検査して、治療して、1カ月に1回だけですよと。6,000円までですよと。これが実現できたら、医療費の抑制にはなりますわな。しかし、高齢者というのは、いろんな合併症も持っているわけです。この制度に一旦乗っかりますと、この人が亡くなるまで包括医療制度ですとっていくわけです。そこで、市民の立場で行政が仕事をする場合、この担当医制度には乗っかりません、患者の意思で決まりますから、従来どおりの治療を希望しますと。この一言を言うように、やはり市民の皆さんに、そうした説明をしていく必要があるんですよ。そうしないと1カ月6,000円までの医療しか受けられないんですから。政府は、この後期高齢者の特徴として合併症を持っていると言うねんな。痴呆症になりやすいと言うんや。そ

れと、いずれは亡くなっていくんだと。こういう年齢だから、この特徴に合わせた制度をつくって、医療費を抑制しようというのが基本的な考えなんです。先ほど、休憩中に、特にひどいと思うのは、終末期を迎えた入院患者に対して、あなたは終末医療を受けますか、いえ、受けません、家で死にますと。そうしますね。担当医がそうした念書を書かせて、家で死にます。これ、報酬が出るようになっているんですよ。2,000円と聞いてますが。さすが、今、病院の管理者と局長に聞いたら、市民病院はそんなことはしませんと言ってくれたんで、ほっとしたんですけども、医師が協力しない場合です。同僚の阪本議員、言いました。全国47都道府県の中で27の都道府県の医師会が、あまりにもひどい制度だから、この制度には協力できないということを言ってますよね。そうしますと、制度そのものが崩壊といいますか、現実にはいかないんです。今の時点ですと、包括医療制度、従来どおりの医療を受けたいと、こう本人、意思表示すれば、2年間はいけるんです。厚生労働省も世論に押されて、ちょっと引いたんです。2年後からは、この包括医療制度が導入されていきます。

長々、じき長になってしまうんですが、こんなもう本当にうば捨て山よりもひどいという制度の中で、しかし4月1日から実施されているんだから、自治体として。思い出した。6日に隅田地域で小集会を開いたんだ。紙芝居をやったね。これはひどい制度だと、後期高齢者医療制度の説明をしたら、これはもう廃止するしかないということに結論として、参加者の皆さん、私、知らない人ばかりでしたが、7人ほど集まっていたときに、そのときに自衛策として、先ほど紹介した包括医療制度には乗っかかりませんという意味表示をする、これも一つと思いますね。従来ど

おりの医療を受けられるわけですから。

それから、もう一つは、保険料ですけれども、世帯分離をすることによって少しでも保険料が軽減される。それから、親子3人家族で、お父さんが今度の後期高齢者医療制度に強制加入されると。ほな、次に残った奥さんは国民健康保険に加入する形で保険料が徴収される。この保険料を少しでも安くするためには、どうするか。一つ方法ありますね。その家でしたら、例えば息子さんの扶養家族に入る。こういったことも、ささやかなことですけれども、市民の側からいけば、そうすることによって少しでも保険料が軽減されますよと。そうした部分まで踏み込んで、市長は様子見る、様子見る、言うんやけども、国のやってることやから様子見るというのも一つの考えなんです。もう一步踏み込んで、市民の立場から、ささやかなことであっても、少しでも市民の負担を軽減するようなことで行政としてやっていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（中上良隆君）これに関して、先ほど休憩中に整理ということで検討したんですけども。というのは、議員自らも、この制度について、いろんな不安と疑問を持っていると思うんで当然、質疑することがええんじゃないかなという。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本健二君）今の質問に対してですけども、一つ言われました自衛策について、世帯分離云々ということ、こちらから言い出しにくいというような分がありますので、個々に相談を受けたときに、そういう形で説明させていただきたいと。息子の扶養に入るというのも、そうですし、そういう、こちらから扶養に入れなさいよという形で言えませんので、相談の進展状況で、そのような形で説明、こういうふうな制度ですよとい

う中で本人に判断していただけると。それだけの情報というのを当然、懇切丁寧に個人個人に説明していきたいと思っております。

それと、終末医療のことです。これも個々の判断になってきますので、こういうふうな制度がありますよということで、それについては自分で判断していただけるように説明をさせていただくということになるかと思えます。

そういうことで、ご協力よろしく申し上げます。

○議長（中上良隆君） 3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）もう、そういう対応をしていただけるということですので、他の同僚の議員も言いましたけれども、徹底して、やはり市民の立場で対象者といいますか、高齢者に対する対応をしていただくことを強く求めます。私は素人で、皆さん、プロなんで、もっと市民の立場で考えたらいろいろ出てくると思うんですけれども、そうしたことも含めて指導いただきますよう、お願いいたします。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

10番 平林君。

○10番（平林崇行君）今、皆さんのご質問、ご答弁等を拝見させていただきまして、やはり先ほど健康福祉部長がおっしゃったように、説明が足らんと。もっと説明をしていかなあかんという部分は、私も、それはもう本当にこれからやっていたかなあかん。しかし、その前に、説明というのは、だれのためにするのかなと。75歳以上の方にするのもそうなんですけど、その中で本当に後期高齢者医療制度において負担、生活が困窮する、先ほど11番議員もおっしゃっていましたのやけども、そういう人の数を、橋本市は橋本市として何人いるんかというのを把握してるんか。情報として出てこないという。それでしたら、

生活に困窮している方、もしこういう方がいらっしゃいましたら2割、5割、7割の減免措置もありますから自己申告してください、ご相談に乗りますとか、そういうふうなことをしっかり言うてる部分はあるんか。そして、僕、そういう人、なかったら、もし言えない人がおっても、やはり健康福祉課は民生員の方もいてます。いろんなこと連携をとりながら、その人の相談を受ける、そしてその数を把握して、この制度について橋本市はどういうふうな救済をしていかなあかんかと思っております。私は、75歳以上の人、みんなに負担してもらわなあかんとは思ってません。負担できる人はやってくださいと。この中でおられる方、一番後期高齢者に近いのは市長ですけども、多分、負担はどんどんしてもらわなあかんと思います。それだけの覚悟もありますし。皆さんも75歳ぐらいまでになったら、よっぽどのことがない限り、生活が変わらん限りは、年金もあるし、しっかりしたものがあありますんで、やはり皆さんで、この医療制度を、先ほど言うたように崩壊しそうな医療制度をもち直す、これは大事だと思っております。よくマスコミでも75歳以上やったら、日本のために働いてきた方から、こういう仕打ちをするんか。僕、そのことは間違うとは思いますが。75歳になったら、もう日本をしないんですかと。これから75歳の人、まだまだ日本のために、この国のために、市のために頑張ってもらわなあかんのですよ。ですから、市長がいつもおっしゃる健康で長生きできるような皆さんをつくる。この案も僕は賛成です。その中で、本当に弱者救済の中で、この橋本市が救済せなあかん人、何人かと把握してない、その行動もとっていない、その手法もとっていない。いろんなものに阻まれますよ。それが、できてないから、私たちは、どういうふうなことを、ものを言って

いっていいかわからないんです。私も、先ほど言うたように後期高齢の広域連合のほうで出ています。

ですから、そこで質問させていただきます。健康福祉部長、今、言うたように7,602人ですかね、橋本市の後期高齢者は。その中で、本当に生活に困窮している、年金がない人でも、私は財産がある人がぎょうさんおると思えますよ。そういう人も含めて、本当に生活が困窮している方を、いっぺん早急に拾い上げてくださいよ。そして、2割、5割、7割の減免に対象するような方をしっかりと選ぶというか、そういうふうな方で相談を受けるという形の、そこが一番、今のところ、私は問題だと思っております。これを上げるにしても。

その中で、病院のほうにちょっとお聞きしたいんですけども、やはり医療という形で、現場を預かるあれとして、どういう後期高齢者、75歳以上の方がこの5月からの制度で問題を言うてきてはるんか、現場のほうに。そして、また病院はどういうふうな対処をして説明をしているんか。それを、また健康福祉部とどういうふうな形で連携をとって、こういう問題があるから、この辺は健康福祉部のほうで、もっと説明責任を果たしてくれということの連携をとっているんか、それ、両方の方にお聞きします。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本健二君）今の議員の質問ですけども、7,602人の、その生活の中で年金のない人とか、財産があって年金がない人、その形が、いろいろパターンがあるかと思えますけど、全員ができるということも多分言われてないと思うんで、できるだけの範囲の中で、市としてできる範囲の中で、1回検討させていただくということによろしいですか。そういうふうにさせていただきたいと思えますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（中上良隆君）病院事務局長。

○病院事務局長（尾崎慶和君）病院のほうの内容でございますけれども、実は後期高齢者の制度につきまして、本年の4月1日から診療報酬改定がございました。先ほど来からお話がございました後期高齢者終末期相談指導料というものが追加されてきております。負担割合の問題は、病院のほうの所管ではございませんので、お答えは差し控えていただきたいと思えますけれども、終末期相談指導料につきましては、医学的所見に基づき終末期と医師が判断した後期高齢者について医師、看護師、その他の医療関係職種が共同し、患者及びその家族に終末期における診療報酬について十分に話し合い、文書または映像により記録した媒体に求めて提供した場合に算定するというふうな形になっておりまして、十分患者家族と話し合って終末期の問題について相談させていただくということになるかと思えます。ですから、病院から在宅へのシフトというのが、国のほうで考えておるわけなんですけれども、十分その辺をご本人及びそれからご家族と相談して、その後の報酬を決定していくということになりますので、強制的に病院側から在宅へシフトするというような内容にはなっておりませんので、ご承知をお願いしたいと思います。

以上でございます。

（「福祉部との連携」と呼ぶ者あり）

○議長（中上良隆君）病院事務局長。

○病院事務局長（尾崎慶和君）当然のことながら、国の制度と、それから市の関係につきましては共有しておりますので、窓口等でご相談がございましたら、その内容について、きちっとご説明をしていきたいとは思っております。

以上でございます。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

10番 平林君。

○10番（平林崇行君）病院事務局長、やっぱり現場でおる人が、いろんな形で、見えない部分の問題があると思うんですよ、この制度について、いろんなわからんことが。そういうことは、やっぱり福祉課と連絡とって、しっかりとこういう部分が把握されてないから、もっと地域で説明に行くのであれば、こういうこともしっかりと説明をしていただきたいとか、そういう部分の連携は、しっかりとっていただきたいと思っておりますので、この辺のところで。まあ、要望です。

そして健康福祉部長、私は、これから把握していただく、それは結構です。しかし、何でもそうですけど、行政って今までそうなんですけど、自分とこでやって自分とこで勝手に終わるんですよ。それで、どうのこうのじゃなしに、本当に市民の困った人、生活に困窮してる人が、いつでも来てくださいよというしっかりしたもんを、もっとPRする。毎回毎回、これから広報による、例えば区で配るいろんな回覧板にしても、そういうことがあったら、こうこう来てくださいと。生活に困窮した場合は、こういう減免措置があるんです。これは、私がいつも言うように、刷り込みで、なんべんもなんべんもせなあきません。メーカーも一生懸命やっているでしょう。例えば、松下が、よう石油暖房のあれで死者が出たときでも、今でも箱あけたら、こういうふうな機械、使うてませんか。これに対しては、もう使用をやめてください。こうします、ああしますという、引き上げは何ぼですか、そういうふうに刷り込みなんです。人というのは、1回見たら、すぐ忘れますからね、こういう後期高齢者医療制度が続いていく限り、今は本当に払える人でも、何年後かは、ひょっとしたら、ほんまに弱者になって払えない部分がある。そのときにこそ、行

政がしっかりと救済できる受け皿を、僕は固めておいてほしいと。元気な人は元気に頑張っていていただく。弱者になって身動きとれない大変なときには、しっかりと行政の手厚い保護ができるように、それを行政が把握しておかなければ僕はだめやと思うんで、これ、できたらこの問題があれしてますんで、私はやってくださいというときにプラス、できたら9月議会ぐらいまでに報告できるような形をもってしていただきたいんですけども、期限切らせていただきます、9月までにしていただきたいんですけども、どうですか。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本健二君）9月までにはやれるように、一応努力はさせていただきますけども、私もまだ中の事務というんがすべて把握できていません。職員と協議しまして、できるだけそれに沿うて進めていきたいと思っておりますので、ご協力よろしくお願ひします。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております承認第9号については委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

2番 阪本君。

〔2番（阪本久代君）登壇〕

○2番（阪本久代君）承認第9号 専決処分事項の承認について（橋本市国民健康保険税

条例の一部を改正する条例について） 反対の立場から討論を行います。

先ほどからの質疑でもいろいろ出されていますが、この後期高齢者医療制度についての問題点はたくさんあります。3月議会でも主張しましたが、私たち日本共産党は、この後期高齢者医療制度を中止、廃止を求めている立場であります。後期高齢者医療制度の導入に伴う後期高齢者支援分の税額を決める一部改正条例でありますので、承認については反対をいたします。

以上です。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、承認第9号 専決処分事項の承認について（橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について） を採決いたします。

本件は、承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中上良隆君）起立多数であります。

よって、承認第9号は承認することに決しました。

○議長（中上良隆君）次に、承認第10号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）議案書を見てみたんですが、橋本市条例の一部改正ということで、非常に長いことと、それから市長の議案説明では、国の法改正だと、こんなことで、全く改正の中身がわかりませんので、わかりやすく、ひとつ改正についての説明を求めます。

○議長（中上良隆君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）非常に条例の内容が複雑になってきておりますが、議員ご指摘のとおり4月30日に国会において成立したものでございまして、専決処分と。

主な改正項目ということで、議案書それから新旧対照表に載せさせていただいております。概ね、約7件ほどの廃止なり創設なりでございますが、まずは上場株式等に係る譲渡所得に対する10%軽減税率の廃止、これにつきましては平成20年12月31日をもって廃止されるわけでございます。それと、上場株式等に係る配当等の10%軽減税率の廃止、これにつきましても平成20年12月31日をもって廃止されまして、10%が平成21年1月1日からは20%に移行されると、変わってくるということです。それと、あと住宅の省エネ改修促進税制の創設、それから個人住民税の寄附金制度、ふるさと納税の創設と、そういった主立ったもので7件ほどございます。

以上でございます。

○議長（中上良隆君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）市民の側からしますと、あるいは法人税なら企業ですわな。どうした、その負担に変化が起きるのか、トータルとして、市としては税収で幾ら程度、程度でいいんですが、増収を見込んでいるのかお尋ねします。

○議長（中上良隆君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）全体で税収に、どういう具体的に影響が出るかということについては、現時点ではまだ試算はしておりません。ただ、上場株式等に係るところの10%軽減税率の廃止につきましては、10%が今後20%になるということでは、数字的には増収につながってくるのではないかというふうに考えてございます。それから、あと個人住民税の寄附金税制につきましては、ふるさと納税でございますけれども、これにつきまし

でも当初、昭和五十四、五年当時ですと三万五、六千人の人口が橋本市は住宅開発に伴いまして、今現在、合併も伴いまして、約6万9,000人の人口となってきております。そうしたところで、橋本市において、この寄附金制度で、果たして橋本市をふるさとというふうに感じていただいて、橋本市へ寄附をしていただける部分がどれだけあるかということについても、ちょっと非常に今現時点では判断しにくいという状況でございますので、今後、税収の増減については、この推移を見守っていききたいというふうに考えております。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

11番 岩田君。

○11番（岩田弘彦君）今のこの制度によって市税が増収になるという話ですけれども、市民に説明のときに、1点、気づけてほしいんです。市税が増収になると地方交付税は減るという方向に仕組みになっていますので、その辺も含めて説明していただかないと、よくあるんですが、地方税と国税の比率が変わって地方税の比率が上がったということで、市は増収になつとるやないかいと、金ないないと言うのということ、よく聞きますので、その分、国からの仕送りはもっと減らされると、それははっきり伝えてください。それを両方合わせて、市の収入はどうなっているのかという説明をしていただきたいんですが、それについて、していただけるという答弁をいただきたいんですが、よろしく願いします。

○議長（中上良隆君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）議員ご質問のとおり、今現在の地方交付制度につきましては、おっしゃるとおり税収が増えますと、その分、基準財政収入額のほうが増えてまいりますので、交付税がマイナスのほうで影響を受けると、そういうことになってございます。今後、

当然予算それから決算等々につきましては、毎年広報等で周知をさせていただいておりますので、その中でそういった文言も含めて広報に載せられるか、どういう表現がいいのかというふうなことも、総合的に判断させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）1点、ふるさと納税に関してなんですけれども、一つ評価させていただきたいと思うのは、これ、専決処分された後だとは思いますが、割と早い段階でホームページに、このことを記載していただいております。それは非常にいいんですが、橋本市のホームページを見ていただいた方、何のことやろうかと、ちょっとわかりづらかったですね。それとともに、企業誘致の関連でも東京橋本会とかつুক্তいただいておりますよね。こんなところにも、ぜひともご協力をお願いしていく、そんな姿勢が大切だとは思いますが、そういったホームページ以外での取り組み状況について教えてください。まだ、ひよつとしたらもう実績としてあるのでしょうか。それもあわせてお願いいたします。

○議長（中上良隆君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）ホームページの内容、表現の仕方、再度内部でも、市民の方によりわかりやすいような、理解していただきやすいような表現を、ほかにあるということで、再度検討させていただきたいと思っております。

○議長（中上良隆君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）ふるさと納税の件に関しましては、東京橋本人会も、これ、秋でございます、まだ説明する時期が、ほかの会も含めて、ちょっとなかったわけで、ホームページが今、先行しているような状況で



ございます。それで、ホームページにつきましても、ふるさと納税から、名前がちょっと変わって、みんなが知っているのがふるさと納税というような形ですけども、寄附行為みたいな形になってございます。そういうことで、わかりにくいところもございますし、送料の関係も、まだ整理せんなどところもございますけれども、とりあえず橋本もこうやっているんだよということで、まだ不完全な状態ですけどもやっている中で充実していきたいなというふうに考えてございますので、よろしくお願ひしたいと考えてございます。

(「答弁もれ」と呼ぶ者あり)

○議長(中上良隆君) 13番 瀧君、指摘ください。

○13番(瀧 洋一君) 先ほどお尋ねした実績、例えば問い合わせがどんだけあったとか、もう既にこれだけの寄附がありましたとか、それについての部分の答弁がありませんので、お願いします。

○議長(中上良隆君) 企画部長。

○企画部長(吉田長司君) ホームページというんですか、ふるさと納税全般に関しましてのまだ問い合わせとかいうのはございません。現在のところ、その納税してあげようという意思の連絡もないような状況でございます。

○議長(中上良隆君) 13番 瀧君。

○13番(瀧 洋一君) じゃ、これもやっただけ、出しただけ、今のところ、そういうことですわね。問い合わせすらないと。そしたら、先ほど東京橋本会、会合が秋にあってから、まだありませんと。でも、来ていただいた方の名簿とかあるんですよ。ただで税金下さい、寄附してくださいと、みんな今、生活苦しいんですよ。会社もへばってます。どこも余裕ないんですよ。けども、ふるさと橋本のために何とかしたいんだというのであれば、やっぱりいろんな資料だとか、そういったこ

とも作成してやっていかないと、全然実効上がらないんじゃないんでしょうか。そういったことも含めて今後、努力をしていただきたいと思います。要望で結構です。

○議長(中上良隆君) ほかにありませんか。

2番 阪本君。

○2番(阪本久代君) 40ページの公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収というところがあるんですけども、年金から今、介護保険料も、後期高齢者医療保険も引かれているわけで、それに加わって、また今度、市民税が天引きになるということになるんですけども、ずっと読んでても、ちょっとよくわからなかったんですが、税金は納めないといけないのは、もちろんのことなんですけれども、今まででしたら分納とか、いろいろな方法があったと思うんです。それが、先に天引きされるということで、例えば毎回の年金からだけ引かれるのではなくて、もっと分けてほしいという希望が出たりとか、また例えば介護保険とか後期高齢者医療では年金が月1万5,000円以下の人は普通徴収になるとかということがあるんですけども、市民税の場合は、どういう人が、もう全員が特別徴収なのか、それとも普通徴収の場合もあり得るのかという、その辺の細かいとか詳しい説明をお願いいたします。

○議長(中上良隆君) 総務部長。

○総務部長(中山哲次君) ご答弁をさせていただきます。

個人住民税に公的年金からの特別徴収制度につきましては、今回新たに創設されたものでございます。まず、この制度につきましては、21年度から適用し、平成21年の10月以後に支払われる老齢年金等、年金給付について実施をしていくという制度になってございます。それで、対象者ということでご説明をさせていただきますと思いますが、65歳以上で

国民年金法に基づきます老齢基礎年金等の受給者である住民税納税義務者ということになってございまして、特別徴収義務者につきましては、年金保険者となつてございます。特別徴収義務者につきましては、徴収した税額をその徴収した月の翌月の10日までに市町村に納入するというようなことが新たな制度として創設されてございます。

それで、あと、詳細につきましては、議案書の50ページにも記載をさせていただいておりますが、例えば当該年度分の老齢等年金給付の年額が18万円未満である方につきましては、厳密には法第135条第5項に規定する特別徴収対象被保険者でない者とかということで、適用除外の部分についても記載されておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

ですから、今現在は、これからの新たに創設された分でございますので、橋本市として具体的な今、データは、まだつかんでございません。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

〔「答弁もれ」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）指摘してください。

○2番（阪本久代君）データじゃなくて、要するにどういふものなんかが知りたいんです。除外されるのは今、50ページということであつたんですけど、例えば、確かに年金も2カ月に1回なんですけども、もっと細かく分けて払いたいよというふうな希望があつたときはどうなるんかという、その、先ほど質問したことに対する答弁が抜けてましたので、そのことをお願ひします。

○議長（中上良隆君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）今の時点で具体的な運用部分については、ちょっと私も不勉強でございまして、ご答弁できないわけでございますけども、当然、この法律なり条例に基づいての手続き

を進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくご理解をお願ひ申し上げます。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となつております承認第10号については、委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よつて、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、承認第10号 専決処分事項の承認について（橋本市税条例の一部を改正する条例について）を採決いたします。

本件を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中上良隆君）起立多数であります。

よつて、承認第10号は承認することに決しました。

○議長（中上良隆君）次に、承認第11号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）質疑がないようですので、

で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております承認第11号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、承認第11号 専決処分事項の承認について(橋本市都市計画税条例の一部を改正する条例について)を採決いたします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

○議長(中上良隆君)次に、承認第12号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番 阪本君。

○2番(阪本久代君)先ほども説明あったんですけども、最高限度額が56万円から59万円に上がるんですね。国民健康保険の世帯加入者が何世帯あって、そのうちの何世帯が対象になるのかということと、世帯構成の人数とかによっても、いろいろ条件が変わってくると思うんですけども、その中でも、所得で言えばだいたいどの所得の方が対象になる最低の所得になるのか、2点についてお尋ねします。

○議長(中上良隆君)健康福祉部長。

○健康福祉部長(森本健二君)まず第1点目の56万円が47万円と、そして全部で49万円になった最高限度額ですけども、ここに一つの試算、うちのほうでした分なんですけども、1人世帯ですけども、年金受給額が350万円の方につきましては、国民健康保険料が16万2,900円に、まだなっています。それで、長寿医療のほうの後期高齢者医療ですけど、350万円の方が19万9,939円になります。

(「全然違う」と呼ぶ者あり)

○議長(中上良隆君)再度指摘してください。

○2番(阪本久代君)国民健康保険税の最高限度額が56万円から59万円に上がるんですけど、その最高限度額の対象が今、その方にとっては、まあ言うたら3万円値上がりになるわけです。それで、対象になる世帯が国民健康保険加入何世帯中の何世帯なのかというのが1点目と、世帯によっては人数が5人であるとか、2人であるとか、かなり世帯が多ければ多いほど国民健康保険税は高くなりますので、最高限度額になる所得が最低幾らになるのかと、その2点をお尋ねしたんです。

○議長(中上良隆君)健康福祉部長。

○健康福祉部長(森本健二君)ちょっと今、その資料を持ち合わせていませんので、後でご報告させていただいてよろしいですか。ちょっとわかりません。

○議長(中上良隆君)ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)ないようですので、これを質疑を終結いたします。

答弁を保留して1時まで休憩とします。

(午前11時41分 休憩)

(午後1時1分 再開)

○議長(中上良隆君)休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、議案審議を行います。

2番 阪本君の質疑に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本健二君）貴重な時間をいただきまして、申しわけございませんでした。

阪本議員の質問に対してお答えさせていただきます。

56万円から59万円になる世帯が164世帯、国民健康保険全世帯が1万355世帯となっております。また、限度額なんですけども、所得のベースなんですけども、1人で928万円の方の世帯になります。4人の場合は805万円となっております。

以上でございます。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております承認第12号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、承認第12号 専決処分事項の承認について（橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）を採決いたします。

本件は、承認することにご異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

○議長（中上良隆君）次に、議案第1号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

15番 石橋君。

○15番（石橋英和君）高野口こども園新築工事、本件工事に際しまして制限つき一般競争入札で入札がとり行われたということでございます。この入札に際して、どういった条件を付したもとの参加業者を絞り込んだのか、その結果、どのような業者が参加したもとの入札が執行されたのか、お尋ねいたします。

それと、時間を節約いたします。次の質問もあわせて。

この件から、市内の業者を入札に参加できなかったことに対する理由の説明を求めます。

○議長（中上良隆君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）ご答弁をさせていただきます。

今回の参加条件といたしましては、経営審査事項、俗に言います経審の点数、建築一式でございますけれども、総合評点値1,200点以上、それからISO9000及びISO14000シリーズの認証取得者ということの条件を設定させていただいております。

以上です。

〔「答弁もれ」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）今回、市内地元業者が入っていないのはなぜかという点でございますけれども、まず橋本市建設工事及び委託業務請負業者選定規程という規程を設けてございまして、その中で第4条部分で、等級別格付区分表、市内業者ということで、発注

基準額、建築一式工事では3億円未満が市内業者の入札参加条件ということになってございます。今回、ちなみに設計金額につきまして3億238万9,500円ということで、今回、市外業者のみということになりました。

以上でございます。

(「答弁もれ」と呼ぶ者あり)

○議長(中上良隆君) 指摘してください。

○15番(石橋英和君) どういった業者が参加されたもに入札が執行されましたか。

○議長(中上良隆君) 総務部長。

○総務部長(中山哲次君) 結果的には、市外の3業者、株式会社浅川組、南海辰村建設株式会社、大日本土木株式会社、3業者により入札と相なりました。

以上でございます。

○議長(中上良隆君) 15番 石橋君。

○15番(石橋英和君) まず、経営審査事項、総合評点1,200点以上、とんでもない数字です。県下にこれで参加できる業者は、そんなにおりません。それと、ISOが二つ、環境と品質ですね。厳しければ厳しいほどいいものができるという判断、それは理解できないことではないんですけども、そしたら公共事業が参加できなくなる業者がほとんどで、市内業者は、とてもそういう高いハードルは超えられませんし、果たしてこの目的とする建築物が、それだけの精度を必要なのかというあたりの議論が、果たして必要なのか、私はそうは考えないです。十分、この物件に関しては市内業者で対応できるものであったと、私は考えております。

それと、決められた事項でございますので、3億までだという決め事があれば、それは従わざるを得ないと思うんですけども、その建築工事の中に、純粋な建築以外の部分、駐車場の舗装であるとか、植え込みであるとか、その他、分離発注であと二百何十万円です

ね、市内業者が参加できる金額的な基準というのはね。ですから、それをどっちみち工期終了間に駐車場の舗装であったり、外構植え込みであったり、私、設計内容、見ておりませんので、わからないんですけども、建築工事以外の部分を切り離して別発注すれば3億円の制限以下で市内業者の参加できる範囲内の物件であるとしたら、政治的配慮で何とか今、仕事がなく困っている市内の業者に、これを参加させることができるんじゃないかという、そのように思われてなりません。その辺の政治配慮というのが、あまりにも。それと、どうしてそこまで、総合評点1,200点とか、ISO二つとか、今までないですよ、こういう、ここまでハードルを高くしたのは。近隣の市町村でもないですよ。なぜ、こんなに地元業者に参加できないような方向を向いて、橋本市の建設行政は進んでいくのか。その抜本的な部分で答弁をお願いしたいと思います。

○議長(中上良隆君) 総務部長。

○総務部長(中山哲次君) 何点かご質問をいただいたと思います。まずISOということを設定させていただいたといいますのは、やはり今、環境問題も非常に厳しく評価されておる中で、時代の流れの中で今回、ISO14000を認定受けた業者ということで入れさせていただいたのは事実でございます。やはり環境問題に配慮させていただいたと。

それから、ISO9000シリーズにつきましても、ご存じの品質管理、工事内容ということで認証を取っていただいた業者ということで、やはり当然、議員ご指摘のとおり、地元業者育成ということにつきましては経済産業省のほうからも通達も出ておりました、我々としても熟知しているところでございます。その点は、地元業者最優先ということは認識はしておりますけれども、今回たまたまとい

いますか、以前から橋本市のルールといたしまして業者選定規程を設けておりました中で3億円ということで、オーバーしてしまったということでございます。

それから、政治的配慮が足りないのではないかとご質問、ご意見かと思っておりますけれども、結果的にこの本体工事自身は3億200万円ということで、市外業者になったわけでございますけれども、ちなみに5月下旬に予定しております、このこども園の中でも機械設備工事、それから電気設備工事につきましては、本体と分離、分割発注をさせていただいております、設計は別途、3本建てで考えております。ちなみに近々中に電気設備、機械設備については再度、市内業者の方々に入札、お仕事をお願いしたいというふうに考えておりますので、その点もご理解願いたいと思います。

ちなみに、平成19年度の橋本市の公共工事の市内業者の割合をご答弁させていただきたいと思っておりますけれども、平成19年度でございますけれども、117件中、市内のみの業者でお願いしたのは107件、割合にいたしまして91.5%が市内の地元業者の方々にお願いをしておるといった状況でございます。

(「答弁もれ」と呼ぶ者あり)

○議長(中上良隆君) 指摘してください。

○15番(石橋英和君) 設計内容の中で、分離発注されている部分の説明、私が質問したのは、舗装工事であるとか、植え込み、外構工事であるとか、本体工事に組み込まなくても分離できる部分があったんじゃないかというのを質問させていただいたんですけども。

○議長(中上良隆君) 総務部長。

○総務部長(中山哲次君) 現場の工期の関係もごございますし、現場の工程といいますか、現場作業の段階で、その議員ご指摘の部分を切り離しますと、現場での工期内の完成が

非常に難しいという判断もさせていただきまして、今回、本体部分については1本でさせていただいたという状況でございます。

(「最終答弁もれ」と呼ぶ者あり)

○議長(中上良隆君) 指摘してください。

○15番(石橋英和君) 最終的に、橋本市建設行政が、根本的な部分で市内業者をどう考えているんですかという質問にお答えください。

○議長(中上良隆君) 総務部長。

○総務部長(中山哲次君) もう議員、ご存じのとおり、建設工事等につきましては、国のあらゆる法律が毎年のように改正されてきてございまして、その法律に基づきまして、私ども、入札契約事務を担当させていただいております。当然、今後も透明性、公平性、競争性といったものは遵守してまいる必要があるかと思っております。ただ、競争性なり公平性、透明性を最優先していきますと、やはり相反した部分で市内業者、市外業者、大手業者といった問題も出てきます。また、当然、一般論としてご理解いただきたいんですが、我々行政といたしましても発注責任も当然、負うわけでございますので、そういった部分を含めまして今回も、この制限つき一般競争入札を採択させていただいたと。今後につきましても、当然、市内地元業者最優先という形では法の許す範囲では、最大限見直しも含めて取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解のほど、お願い申し上げたいと思っております。

○議長(中上良隆君) ほかにありませんか。

23番 井上君。

○23番(井上勝彦君) 同じ質問になるかもわかりませんが、この制限つき一般競争入札という一つの方式を今回とられたと思うんですけども、1,200点という、この点数、もともと旧高野口町でも、給食センター建築があったんですけども、その場合、これも3億円、ちょっと切れたんかな。と思うんですけ

ども、やはりこれだけ地元が低迷しとる中で、考え方としては、技術的な面も含めて、例えばJV方式で地元の業者も入れて、それで一緒にやっていくというんか、そういう方法であれば別に1,200点、1社でなくても、そういう方法もあるのではないかいなと。僕は素人でわかりませんが。地元の業者と、やっぱり組んでやるという方法もありますでしょう。それが、言うてる分離発注、もちろん分離発注も大事やと思います。基礎工事とか、あるいは周りのフェンスなんかするぐらいのことは、地元業者、何ぼでもできると思いますが。そういう部分で、たかが200万円余りで、地元業者が入れないという、こういう状況を、やはりつくること事態が、果たして、やっぱりいいんかなというふうに、私も思います。ほんで、やっぱり117社かある業者の中でも、技術的に非常に高度な、公共事業じゃなくて、民間のそういう技術的に難しい仕事でもやられている業者が、地元であると思うんですよ。行政のほうは厳しくチェックしますんで、点数も低いと思いますけども。そういう中で、JV方式がとれなかったのかどうかという、その一つの理由と、それから、やっぱり今後、これはもう今、この中ででも、この中で入札された方で、地元業者の方に使える人があれば、行政として、例えば下請けでもやらせてもらえるような方向で、地元をやっぱり育成していくという意味で促していくというんか、指導していくというんか、下請けさすにしても、よその業者を連れてこんど、地元の業者に、ちょっとでも、やっぱり潤えるような、そういう形をとっていただけるかどうかということ、その2点、ちょっとお聞きします。

○議長（中上良隆君）副市長。

○副市長（清原雅代君）今回の業者選定にあたりまして、審査会の中でやっておるわけで

すけれども、私は審査会の委員長を務めさせていただいております。そういうことで、ただ今のご質問に対してご答弁をさせていただきたいと思っております。

先ほどから、石橋議員、あるいはただ今の井上議員からのおただしもありましたように、なぜ市内の業者に今回、発注の余地が与えられなかったのかということにつきましては、委員会の中でもいろんな議論がございました。確かに200万円ほどの分を、いわゆる外構とか、いろんな部分で分離できないかという議論も、確かにございました。ただ、従来からの考え方の中で、できるだけ市内業者に分離発注、電気工事とか、それから機械設備とか、いろんな考え方の中で分離発注できるものはしていくという一定の方向性はありまして、それは今も変わってはいません。ただ、今回のこども園の工事につきましては、完成時期が1月で、あと議会の議決も得なければいけないとか、いろんな条件がかなりありまして、そんな中で、もう一日でも早く完成したいとか、いろんな議論の中で、最終、もうその原理、原則に立った考え方の中で3億円を超えているということで、今回、最終的にその業者選定となったわけでございます。

したがいまして、おっしゃられるような市内業者の方にできるだけ発注という考え方は基本的には市としては変わってはいませんので、その点につきまして今後、十分にそういうことがいくような形で検討もしてまいりたいと思います。あと、基本的な考え方は変わってはいませんので、よろしく願いいたします。

○議長（中上良隆君）23番 井上君。

○23番（井上勝彦君）私の質問、2点出したんやけども、これからのJV方式でやるのが可能かどうかということと、それから、要するに、もう一点何やったかな。2点、僕、

質問させてもうたと思うんですけども。下請けのほうが、地元業者の方でできるやつは、元請けとの話し合いもあるんだろうけども、そういうことを、やっぱりちゃんと指導していただいて、下請けでもかめへん、やはり地元業者が、これだけもう仕事がなく、もう倒産もしている業者もあるんですよ。そうかというて、別にかわりの仕事というんか、それもちゃんとした指導も、やっぱり市としてはやっていかんなんということもあるんやろうけど、今のところ、何も出てきてない。ほんで、そうすれば、もうほんまにひしめいてますよ、地元の業者は。もう、どだいごくしゃあないというて、たとえ下請けでもやっぱりさせてもらえるかどうか、また点数に応じて、それはやっぱり地元業者もかんでもうてJ Vでやってもらうというんか、そういうこともできると思うねけども、もういっぺん、その点を、2点を聞いとんですけどね。

○議長（中上良隆君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）井上議員のご質問にお答えしたいと思います。

本当に今、厳しい時代でもございまして、相次ぐ倒産ということも、私はすべて承知しております。それだけ厳しいわけでございますが、今の問題につきましても、可能な限りという考え方も、議論も私もしました。それで分離ということになるわけでございますが、分離発注でも、もう数百万ほど、金額わかりませんが、これはもう高くなるのが、もう分離すればするほど、そういうことが諸経費、いろいろの面でということもあるわけでございますけれども、さてJ Vの問題、共同企業体、これを業者とも、企業の皆さんとも話し合いはしとるんですが、お互い、さあとというと、組んでやろうかという、そのことは、なかなか考え方はいいとしても、実が結ばない

んです。そうしてやろうやないかという、それを私はもう十分確認をしております。今後は、そののさらにJ Vを組むような考え方の手法を、やっぱりうまく連携していけるようにしていかなければならないということ。

その次に、下請けの問題ですけども、過去におきましてもそういう大手、中以上の企業が実施されるについては、市内業者をできる限りということで、その気持ちは変わっておりません。今後とも変わらないつもりで進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

7番 中谷和史君。

○7番（中谷和史君）ちょっとお伺いいたします。

先ほどのご答弁の中で、昨年度117件中107件が地元業者であったという答弁がありました。117件中107件という、比率的にはかなりのものですけども、金額ベースでの比率がどの程度であったか、後でちょっとお教えいただきたいなというふうに思います。

それと、建設審査会のメンバーにつきまして、ちょっとどのようなメンバーがおられるのか教えていただきたいと思います。

（「議案から離れてる」と呼ぶ者あり）

○議長（中上良隆君）7番 中谷君、金額だけの答弁でよろしいですか。

○7番（中谷和史君）それで結構です。

○議長（中上良隆君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）金額ベースにつきましては、ちょっと今、手持ちを持っておりませんので、すぐ調べさせていただきたいと思います。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）私もちょっと聞きたいんですけども、先ほどの説明では、本体の



一本化で3億238万円という入札に対して、落札が2億7,594万円ということで、これは計算すればそのパーセントが出るわけですが、私も分離発注に関して、ちょっとお聞きしたかったですけども、電気工事とか機械機具は後で分離発注するということになんですけど、基本的に公共工事というのは、一般的に言えば高いもんやというふうに普通は言われますよね。今、先ほど市長が答弁されましたように、分離発注すると高くなるというて、そういうふうな言われ方、されてましたけども、僕は認識はその逆やと思うんですけど、分離発注して、やっぱりある程度、総額に対する分離発注できる部分についての金額というのは、積算の段階でそれは検討できると思うんですわ。ただ、工期の部分について、それは仕方ない部分があるのかもわかりませんが、積算に対する根拠、要するに、どこが設計と管理委託してるところで積算して、だいたいこの公共工事の全体の総額に対する評価というのは、当局はどのように考えておられるのか。

○議長（中上良隆君）建設部長。

○建設部長（樽井豪男君）評価とまではいえないんですけども、まず全体的な流れからいきますと、建築工事、機械設備工事、電気設備工事、これがまず一括で一応、設計いたします。その中で、まず分類するのは共通仮設費、その水道代とか、電気代とか、そういったやつをある程度、直接工事費ですべて何%かというのを振り分けて行います。経費も、全体の形で経費を出して、あとは振り分けるということで、経費率は高ければ高くなるほど下がってくると思います。

以上です。

○議長（中上良隆君）21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）その辺はわかっているつもりなんですけども、基本的に分離発注できる、そういう期間がなかったということ

なんですけど、やっぱり公共工事というのは、市民の方、もちろん国民の方も、やっぱり公共工事は高いなというふうに、いろんな報道機関でも言われていますわな。再度、同じ建物であっても、やっぱり民間でやる工事と全然違うと。先ほどから指摘されたように、橋本市の市内業者の育成とか考えると、やっぱり3億という部分のラインが言われますけども、そしたら分離発注して、何点か分離発注できる部分があれば3億以下になりますよね。そこら辺を、もし言われた場合、どういうふうに行行政としては説明されるのかなという、それは僕、心配してます。ほんで、一括で3億円云々の話で、2億7,594万円におさまったからという、その額に対する当局としては、これは分離発注しても、これぐらいの金額で工事をしていただけないというふうな、言うたら安うしてもうたんやという感覚であるのか、これは一般的に常識である金額であるのかという、僕らはそこら辺が、ちょっとわかりにくいのでお聞きしたんですけどね。先ほどの説明からいうと、どうも工期が関係しとって、そういうことできひんだということですけども、逆に言えば、工期、もしあれば、このような物件に関しては分離発注できる部分というのが、絶対あると思うんですわ。そこら辺を、はっきりと僕は説明してほしいんよ。単に工期だけを言うたら、工事始まりまして、1本で受けていただいとる業者、それはスムーズにいけばいいですけど、途中で何かあったときに、ほれ見てみいということと言われる可能性、ありますよ。そこら辺は、ちゃんときちりと説明しといてくださいよ。

○議長（中上良隆君）理事。

○理事（塚本 基君）上久保議員が言われる話でございますけども、基本的に先ほど建設部長が申し上げましたように、トータル的に機械設備、いわゆる給排水、衛生ですね、そ

れと、それから電気設備、それから建築本体というふうなのをトータルして建設工事という設計を組みます。今回の場合、給排水、衛生、いわゆる機械設備工事は分離発注、電気設備工事も分離発注というふうな形をとっております。それは、なぜかといいますと、やはり市内業者に給排水、電気設備も含めて市内業者にとっていただくという配慮があつての配慮やというふうに思います。ただ、本体工事につきましては、悲しいかな要綱規則の中で3億円以上というふうなことがございますので、それを遵守させていただいたというふうな結果になっております。この中で、7億何ぼが適当な額かというふうなことでございますけれども、本来、役所が設計するにつきましては設計基準というのがございまして、それにのっとった形で組みます。その中で、それが比較的、世間で言われる高いというふうなことになるんですけども、今回の場合、制限つき競争入札、一般競争で3社しか出てこなかったというふうな形もございましたので、このような額になったかどうかは、それはわかりませんが、それは、業者の中で実行予算を組みまして、その中で自分とかがやれる金額というふうなことで、応札されて落札されたというふうな結果しか、我々にとってはわからんというふうなことでございますので、請負率がどれくらいの状態になつてくるんかは、ちょっと計算してないんであれなんですけども、だいたい91%程度ですんで、まあ、それなりの請負率かなというふうに我々は感じておるところでございます。

以上です。

○議長（中上良隆君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）先ほどのご質問の中での答弁もれ、失礼しました、お答えをさせていただきます。

市内すべての工事、117件での金額が17

億8,173万8,208円、これに対しまして113件、13億7,358万2,208円ということで、率にいたしますと約77.1%が市内業者ということになります。

失礼しました。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

1番 岡君。

○1番（岡 弘悟君）先ほど、部長からも答弁、聞かせてもらったんですけども、3億円というくくり、発注者責任、どこかで線を引かなければいけないというのは非常によくわかるんです。それを、今までのいろんな過程の中で、副市長、おっしゃられたみたいに、どこかで決めないといけないから決めてきたと、それは非常によくわかるんですけども、ただ、僕、今回のこのことに関しては、一つ疑問に思うのは、これ、発注の最初の金額は3億円以下ですよ。税金を乗せた部分で3億円を超えているんです。ですよ。そしたら、その税金を乗せた部分に対しても、例えば3億円以上の工事というのは技術のあるところがしたらいいじゃないかという名目のもとで、それを決めているのであれば、税金の部分に対して技術を求めるというのは、非常におかしくないですか。もともとの発注は3億円以下なんですよ。そうでしょう。税金を乗せた部分で3億円を超えて、その税金の部分で3億円を超えているにもかかわらず、それに対して経営診断だとか、3億円以上だとか、それは、その部分に対する技術というのは、全く関係ないんじゃないんですか。最初の発注は3億円以下なんやから、3億円以下で、くくりはもちろんしゃあないですよ、わかるんですよ。おっしゃっていることはわかるんです、最初から税金云々、すべて含めての金額というのは決まっているのはわかるんです。だから、それに対しては、もう決めたことに対しては、もう非常によくわかるので、

それはよくわかるんですけど、ただ、こういったことが出てきたということは、つまりぎりぎりのラインで3億円を超えとるわけですよ。ということは、税金部分で超えとるんですよ、実際ね。そしたら、やっぱり地元の業者からしたら、発注自体は3億円以下やのに、税金の部分で超えてしまったと。そして、それで我々は入れないということになると、やはり不満はどうしても出てくるんですね。だから、こういったことに対して、一つお願いしたい。もちろん市長から先ほど答弁いただきましたけども、こういったことに対して、やはりちゃんとした線引きをつくるときに、税金部分で増えた部分に関して3億円、超えたから、それでやめてくれというのではなくて、ちゃんと発注自体の金額をベースにして、そしてそれに対しての技術力を求めるというふうに変えていっていかなければ、それは、もうだれが聞いたって納得しませんよ。やはり、その辺は、きっちり、先ほど市長にも答弁いただきましたけども、地元の企業の育成のために、やはり同じテーブルの上で、これからやっていかなければいけないと。しかも入札に参加できなかったら、経営診断とかおっしゃいますけど、それは上がらないんですよ。もう仕事をさせてもらえないと、評価、上がらないんで、やはりそういった部分で、もうちょっと考慮して、これから考えていただきたいなというのは、これ、要望です。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

16番 中谷晋君。

○16番（中谷 晋君）るる15番議員の中から、2点、聞かせてもらおうつもりでございましたけれども、今、1番議員も質問されておりましたけれども、業者選定規程の4条の決めた基本、副市長は、先ほど、原理原則は曲げてないよという発言をされておりましたけれども、

4条を決めた基準をどこに置いておったのかということが1点と、それから市内の零細業者を育成するのに、橋本市の工程管理とか、そういうものについては非常に厳しいというのが、2年前の合併の時点の協議会の中で、業者のほうからそういう意見が、私のほうへも随分寄せられております。ということは、第三者の指摘を免れるために、あえて法外な基準を設けていると。市がそういう認識で受け取っていると。ということは、受注しても、その工程を管理できなければ、次の入札には到底参加できないような状況をつくっていると。それは、さておいて、そういうものを全般的に見直しをして、市内業者育成に努められることをお答え願いたい。

その2点を簡潔にお願いしたいと思います。

○議長（中上良隆君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）4条の基準は、どこに置いて策定したのかというご質問かと思いますが、これにつきましては、合併して2年、3年なんですけど、その以前から、橋本市におけます工事实績なり、各業者からにお願いしました発注内容等を踏まえまして決めさせていただいたということで、過去の工事实績、市内業者の受注実績というもので決めさせていただいてございます。

それから、市内への工程管理が非常に厳しいのではないかという話の中では、まず1点、小さな事業につきましては、随意契約等も含めまして、小さな工事につきましては極力関係書類提出の削除といいますか、書類が非常に多いということも私ども、直接聞いてございますので、そういった許す範囲での削減を図っていきたい、今もう既にその検討に入ってもございますので、その点は最大限、努力をさせていただきたいと思います。そういうことで、市内業者の育成ということでございますけれども、今後、総合的には、やはり市

内業者の入札参加の機会を増やしていきたいということは考えてございます。ただ、入札段階、我々、組織上、管財課だけで入札部分での市内業者、地元業者育成というところにも、非常に、先ほどからご答弁させていただいておりますけれども、限界といいますか、非常に厳しいものがございます。管財課としては、それを曲げてということは、非常にできないわけでございますけれども、やはり各事業課での事業計画なり、設計段階での、やはり検討も含めて、総合的な行政としての入札制度の改善なり、地元業者育成に取り組んでいく必要もあるのではないかとこのふうにも考えております。その一つの成果といたしましては、もう既に一般的に市内業者の方でも3月、4月、5月というのは比較的公共工事の発注が今までは少のうございました。そういうことで、業者においても手持ちぶさたといえますか、そういう現象も起こっておりますので、今回、極力、新年度に入りましてからは4月、5月段階からも発注できるような、入札をしていただけるような、前倒し的な設計入札にも取り組んでおりますので、ご理解をお願い申し上げたいと思います。

○議長（中上良隆君）16番 中谷晋君。

○16番（中谷 晋君）1点だけ言うときます。

ありがとうございました。それと、本案件についての入札の状況、執行状況等を、先ほどから聞かせてもろておりますけれども、分離を含めて、僕は妥当であるという認識を持っております。ということは、機械とか電気設備、これは当然、一括設計の中で、その費用の案分して分離発注するのは、これはもう妥当な線であると思いますので、執行についての妥当であるという認識でおりますので、申し上げておきます。

終わります。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

10番 平林君。

○10番（平林崇行君）私も議員をずっとやらせていただきまして、毎回こういうふうにな数億円の現場が出るたびに市内業者が入札に参加できていない場合にお尋ねさせていただきました、この本会議場で。そして、どうして市内業者が入っていないかということは、私は質問させていただいて、一番大事な、市内業者の方がこの仕事をやりたいんだと、この仕事は、うちの会社ができるから、うちにやらせてほしいということにはなかったんですかということ、今までずっとお聞きしてきました。今回も、それをまず1点、確認しておきます。

そして当然、行政というのは、ほかの議員も高くなる、これは多少、当たり前のことであって、行政というのは責任がついてきますんで、やはりしっかりした安心なものを市民の皆さんの税金によって、それを建てていこうという形のもとで建物建設を行っていくということになっております。ですから当然、市内業者という声もありますけれども、それに対応するだけの体力がある市内業者がいてなかったら、当然、外部から連れてくるというのも一つなんですけれども、私も元橋本市の入札業者としてやっておりました。議員、やっていますんで、どういう形であろう、議員のバッチをつけた人間が直接入札に入っている組織に関連するということは、これは違法行為になりますんで、可能性がありますんで、そういうことはできないですけども、じゃ、本当に私が橋本市の何千万円の電気設備の中でできるかというたら、これもできません。できないところに発注する行政もおかしいと思います。当然、しっかり、その業者を選択させていただいて、市民の皆さんにいいものをつくっていただきたいんですけども、先ほどほかの23番議員も言うてました。それじゃ、橋

本市の、この地域を活性するために市民憲章がありますよね。勤労を喜び、技術を磨き、豊かな産業のまちをつくります。こういうチャンスを与えてあげているようなシステムを、これからとっていくんですか。JVも一つです。いろんな形で、JVも大手とJVを組んでいただいたらいいんですし、そういう形の中で、行政が地元業者の育成についてやっていくんか。先ほどの副市長の答弁で、一つ気になることがあります。時間がない。じゃ、ほんなら、この時間がない中で、市内業者の人に聞いたんですか。業者に、おまえとこは、もうこの日にちまでにできへんのですね、確認して、いえ、できませんという返事をもうて、一日でも早くできるところに発注しましたということを、これ、確認したんですか。初めから市内業者をできないというもとで、今の答弁していますよ。だから、そういうことがあったらだめだと、僕、言うてるんですよ。だから、市内業者の人にもチャンスをあげて、この仕事はしたい。うちはそれだけの体力がある。体力のないところは当然、はじいていただいたら結構ですから、市民の人の施設ですから、しっかりしたええもん、建ててもらわなあかんのやから。その辺の業者の熱意という部分を、やっぱり橋本行政が受けとめた場合は、前向きに、これは勤労の部分で応援していつてあげてほしいです。その、これから改革していくことがあるんか。

それと、あと分離発注ですけども、分離発注の今度は業者に対しても、このISOだ、点数だ、しっかり、それもやりながら、当然、入札業者を決めていくんか。

まずその点、お願いします。

○議長（中上良隆君）副市長。

○副市長（清原雅代君）先ほど、時間がないということが、すごく何かちょっと重点的に取り上げられておりますけども、基本的な考

え方は、橋本市として、どういう場合に分離分割するのか、分割する考え方とか、あるいは市内業者、市外業者の考え方という基本的な考え方を、基準を決めた中でやっております。委員会の中身につきましては、秘密会になっておりますので、具体的には申し上げられませんけども、いろんなことを検討した中で、最終的に今回のような形で発注をしたということです。その中の一つには、時間的なことも一つとして含まれていて、それがすべてということではございません。

それと、業者からの話があったのかどうかということは、私はちょっとそれは承知はしておりません。仮にあったから、それじゃというんではなくて、あくまでも一つの基準の中で、そういうぶれのないように考え方を決めて取り扱いをしているところでございます。

3億円の基準につきまして、これが高いか、低いかということにつきましては今後、いろんな状況を見ながら、また考えていくべきことかなと思います。ただ、19年度当初ぐらいのときに、私、思ったんですけれども、3億円までというのは、橋本市はかなり市内業者を入れていただける枠というのは何か広いのかなという、県下的に見まして、印象は持っております。

以上でございます。

○議長（中上良隆君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）まず、1点目の市内業者の方々から、我々でやりたい、できる工事はできるだけ地元業者にというふうな声につきましては、やはり陳情等々ではいただいております。そういうことで、今までからも、例えばでございますが、公共下水道とか推進工法、それから舗装工事等につきましては、段階的に市内の業者の方々に、小さな工事内容から経験を積んでいただいて、ある程度、特殊推進工法等につきましては入札参

加していただいておりますという状況でございます。

それと、JVの件でございますけれども、先ほど市長のほうからもご答弁をさせていただきましたが、JVもなかなか非常に業者同士が共同でという話になるわけですが、非常に技術的にも、いろいろ難しい面がございます、私が担当させていただいている間の中では、ちょっと記憶がないわけで、またJVを組みますと、JV団体を認めるという手続きに相当、数カ月の日数も必要になってきます。しかし、大手企業との対抗していただくとするれば、やはり市内業者同士のJVなり、大手業者を入れていただいたJVの共同体も必要ではないかというふうにも考えてございます。

それから、分離発注、今後も入札業者をどう決めていくのか、分離発注をという話、ご意見かと思っておりますけれども、今後、できるだけ分離発注をすることによりまして、市内業者の方々に参画していただけるケース等があれば、やはり当然、行政側の発注責任はございますけれども、それも踏まえた中で、できるだけ地元業者の方々に入札に参加していただける機会を増やすような形で今後、見直しなり検討を進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（中上良隆君）10番 平林君。

○10番（平林崇行君）いろんな決定のことを副市長にご説明できたんですけども、その説明の中で、委員会でこういうふうにかえまして、決めましたと。それで、実績も見てと、先ほど1番議員かな、言うたでしょう。仕事して、仕事をとっていかな経営審査も上がっていかないんですよ。どこで実績、見るんですか。1回1回、100万円、200万円の仕事をしとったところが、1億円、2億円の仕事を

発注できるんですか、行政として。だから、その前に話し合いでしょう。こういうものが出る場合は、市内業者を含めて、いろんな声が上がったときですよ、これは条件としますよ。声が上がったときです。上がってこないときはいいんですよ。業者が、今まで言うてるけど、僕は議員やって、ずっと言うてますけど、いまだ私のもとにはこういう仕事を私たちは取りたい、市内業者でやりたいという声は、少なくとも私には上がって来ていません。議員も、もう8年ほどやっていますけども。そんなん、かめへんですよ。やっぱり、ほんで頑張ろうかという、一生懸命、この地域、自分たちの技術を磨いてやる、大手のJVと組むことも大事なんですよ。それを、私は、そういう部分で得られるものというのは大きいと思うんですよ。私、自分の会社がやるとするときにも、3,000万円そこらの仕事ですけども、やっぱりとりにいったら言われましたよ。おまえのとは、会社が小さいと。ほな、何で小さいかわかるかと。わからないでしょうと。あんたらだつて、初め、大きな何々株式会社、年間何千億もやるとる会社やけど、初めの創立当時は何やったんよと。おやっさんが、社長が、タオルかけて、一生懸命仕事をして、そないして大きくなってきたんですよ。ということは、その社長らを助けた人がいるんでしょうと。だから、大手になったとき、大きくなったときは、今度、下で頑張ろうとする人を助けるのが、これが社会の理念なんだと。文句あるんやったら、それに対する補償金を積みとか、1,000万円でも2,000万円でも積んで、そしてこの仕事をしっかりやってくださいよというぐらいのことを、よと言わんのかと。仕事をとったことはあるんですけども、やっぱりそれぐらいの熱意が地元業者にあるときには、私はやっぱりしっかりした説明責任と、そしてどうい

ふうな形でやるんかとか、そういう場を持っていただきたい、これからについて。今の副市長の説明では、自分たちで勝手に決めているんでしょがね。自分たちで判断しているんでしょ。年間、橋本市の仕事、何ぼあるんですか。何百億もあるんですか。こういう土木にしても。数億しかないのを、百何ぼに割ったら、1個あたり単価、何ぼになるんですか。それを、何ぼやったって点数なんか上がらんですよ。だから、その部分を、私は業者の、これからの思い、熱意というものを、しっかりわかって、これからの改革に、なんべんも言うていますよ、これも、言うてます。ですから、その辺のことを踏まえて、方針をしっかりとこの場でお聞きしときたいんですけども。

○議長（中上良隆君）副市長。

○副市長（清原雅代君）先ほど、総務部長がご答弁させていただきましたとおり、今後いろんな角度から検討してまいりたいと思います。

（「答弁もれ」と呼ぶ者あり）

○議長（中上良隆君）指摘してください。

○10番（平林崇行君）市内業者がしっかりとものを言うてきて、この仕事はとりたいんだ、これは頑張りたいんだという場合には、しっかりと説明責任と、これからのいろんな対応を考えていってあげられるんですかということ、やっているんですよ。そこの部分です。

○議長（中上良隆君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）先ほどもご答弁させていただきましたように、確かに3億200万円、200万円オーバーで市外業者というような実績もありました。そういうことで、やはり、入札段階、管財課だけの検討ではなしに、設計段階も含めまして総合的に、各業者の方々の声は聞かせていただきたい。そして

改善できるところ、また地元業者に受注の機会を増やしていける部分については最大限、努力をさせていただきたいということで、地元住民の方々のご意見は聞かせてはいただきます。ただ、聞いた部分がすべてができるか、できないかということについては、お約束できませんので、よろしくお願ひします。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

5番 中西峰雄君。

○5番（中西峰雄君）2点だけお尋ねしたいんですけども、この入札を執行されたんですけども、参加基準を設けて制限つきでやられているんですね。結果から見ましたときに、3社しか応札がなかったということは、ちょっと不自然といいますか、今、中堅も含めまして、大手も含めまして、ゼネコンが、めちゃくちゃ繁忙であるというような事態でもないん違うかなと判断しているんですけども、その中で、たった3社というのは、いかにも結果から見たときに、参加者数が少な過ぎる。このことについて、当局として、なぜこんなに応札、参加者が少なかったというふうにお考えなのか。そこには、先ほどのISOの件もありますし、入札についてのグッドサプライヤーを求めていくという、そういう発注者としての努力も不足していたんじゃないかなというふうに、ちょっとそれは推察できるわけですね。だから、こここのところの、どない判断されているんかということ、1点、お尋ねしたいと思います。

もう一点は、先ほどから要綱規則におきまして参加基準を設けているというふうにおっしゃられていて、3億円という基準を設けられているということですけど、これは、どこかで線引きをして、基準の設定をしないことにはいけないんですけども、金額と、先ほどおっしゃられた基準だけで判断をしていくのはいいのかどうかということ、再度もっ

とよく検討していただきたいなというのがございます。というのは、確かに内容を見させていただきますと、鉄骨づくりの1階建てということでございまして、普通の建設工事をされているところであれば、ボリューム的には大きいんですけども、ボリュームが大きいだけで基本的な仕事の内容は難しいものではないと思うんですよ。だから、今後の検討の課題といたしまして、そういう指名基準を設けるときに、経営診断の点数、ISO、それから金額だけではなくて、実質的に、その工事の施工能力、業者に施工能力があるか、ないかということの審査をする制度設計をしていかないと、いつまでたってもこういう問題が出てくると思うんですよ。金額とか、それから経営診断の点数、それからISOという基準で、ぱっと切ってしまうと、もう市内の業者はついていけないのは当たり前ですし、今、これだけ議会でも議論されているというのは、やっぱり1階建てで鉄骨づくり、できるやないかという判断が、やはりあるんだろうと思うんです。だから、今後の検討課題としてですけども、そういう実際的な金額の額とか、経営診断の点数とかを抜きにいたしまして、実質的にその業者が施工能力があるかどうかという審査をする制度設計の検討が要るんじゃないかと思うんですが、その辺のお考えをお示し願いたいなと思います。

○議長（中上良隆君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）まず1点目のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、最終的に入札をお願い、応札していただいたのは3業者なんですけど、設計図書の購入につきましては、その段階では6業者ございました。結果的には、応札は3業者ということになっております。これも、あくまでも市としての推測の域を出ないわけですが、やはり今、ご存じの新聞誌上等で、全国的な

指名停止、大手建設業者の方々の指名停止、営業停止等の処分に伴います各公共、地方自治体への参加自粛ムードが、これが一つの影響をしておるのではないかとということで、橋本市の管財課のほうでも、各ほかの自治体からも指名停止の連絡が来てございます。また、そういう公正取引委員会等々、警察等の取り調べによりまして、近いうちに処分が予想されるような業者の方は、参加を自粛する風潮が今現在、広まっておるのではないかとというふうなことで、一つの応札業者が少なかった理由ということで考えてございます。

それから2点目のご質問でございますけれども、非常に難しいといえますか、答弁として難しいご質問をいただいております。今、国のほうでは、総合評価方式といえますか、やはり品質にこだわるという部分でのチェック体制、それから当然、今言われましたISOの部分もあるわけでございますけれども、技術的に可能かどうかという判断につきましては当然、大事なことで、先ほどから何回もご答弁させていただいておりますが、発注者責任も生じてまいりますので、この部分までであれば、金額にこだわらなくして、市内業者でも可能かどうかということについては、非常に高度な難しいご質問でございます。これにつきましては、私としましては明確なご答弁ができないわけでございますけれども、とにかくご答弁になりませんが、あえて今後、地元業者の入札参加の機会を増やしていく努力をさせていただきたいということで、私のご答弁とさせていただきたいと思います。恐れ入ります。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）本工事請負契約の締結に入る前に、私は行政に三つの点で問われていることがあったので、それがどう対応され



たのかお尋ねしたい。

一つは、高野口こども園の場合、信太保育所の保護者の皆さんが、この統廃合についての反対意見が出ておった点、これ、一つ。

それから、簡潔に言います。二つ目は、私どもが指摘した、幼保一元化の施設でありますけれども、設計の段階で。

○議長（中上良隆君）3番 富岡君、議題外になっておりますので、それは入札についての質問にしてください。

○3番（富岡清彦君）それから、この民間委託で、行政が敗訴した自治体、視察に行ってきたんですよ、昨日。その説明責任を果たしていないというところで1,000万円の損害賠償を、行政が行った自治体、見てきたんで。

○議長（中上良隆君）違う、違う。そやから、今、議案の中に上げられていることについての質問にしてください。

○3番（富岡清彦君）でも、これ、入札に入る前に。

○議長（中上良隆君）だから、入札に入る前やなしに。

○3番（富岡清彦君）どう対応したのかを尋ねたいんですよ。

○議長（中上良隆君）その工事契約に関してのあれなので、ちょっと質問の趣旨がずれていると思います。

ほかにありませんか。

13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）今まで、ちょっといろんな議論、違う観点から、ちょっとお尋ねしたいんですけども、過日3月議会において指定管理者が指定されたわけですけども、この指定管理者のほうから、今回のこの図面に対して幾つか要望とかがあるというようなことを聞いております。今回のこの入札、また設計に対して、それら、実際に受けていただく指定管理者からの要望というのが反映さ

れているのか、また今回の契約の締結に対して、細部にわたっての仕様変更などについて、どう対応されるというような形を契約をされようとしているのかどうか、お答えください。

○議長（中上良隆君）幼保一元化推進室長。

○幼保一元化推進室長（前田彦尚君）指定管理者の法人のほうから、今度、21年4月から開園するにあたって、ハード面のいろんな間取りとか、それから使い勝手のいいような形の変更というのは聞いてございます。それにつきまして、設計業者と変更できないかという協議を持ちました。現在、第1回目の協議の段階ですけれども、建築確認申請が、昨年6月ですか、改正されまして、強化があった中で、非常に変更できる余地というのが、大変少なくなっております。聞ける部分、聞けない部分、今、整理いたしまして、聞けるところについては柔軟に対応して、着工中の変更というのも認めてといたしますか、変更できるものについては変更していただくということになっております。変更できない部分については、もう一定、いたし方ないのかなと。21年4月開園、これはもう絶対条件ですので、遅らすわけにはいきません。その間に合う中で最大限、努力していただくという話になってございます。

以上でございます。

○議長（中上良隆君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）今の、わかるんですけども、そうじゃなくて、私、ちょっと聞かせてもらっているのは、設計業者としている、また姉歯の事件があって、非常に許可、おりてくるのが時間がかかって、このぎりぎりの時間になってしまったというのはわかるんです。今回の、この新築工事を入札を行っていた。そしたら、そこで変更きくということとは、今度、逆に言えば仕様変更になってくるわけですよ、実際に施工してい

ただ業者から見れば。それが、設計図書の中に、多分、現時点で盛り込まれていないんだろうと思うんですけども、設計者と市、また指定管理者との話し合いの中で、できる分は変えていきますよと。これ、ぜひ変えていただきましたんですが、今回、この契約をするにあたって、じゃ、この今の候補者になっている浅川組、これが決まったとして、そしたら、この分、うちはこの2億七千五百何ぼですか、これの話でしょうと。こっから、また追加とか、追加要りますよとか、そんな話が出てくるんじゃないかなと思うんですが、市当局として、どのように考え、また法人の希望を、どの程度取り入れてやっていかれるおつもりなんでしょうか。要は、子どもたちのことを第一に考えてほしいんです、今回のことも園ね。子どもたちにとって、より過ごしやすい、そんな施設にさせていただきたいと思うんですが、当局のお考えをお聞かせください。

○議長（中上良隆君）建設部長。

○建設部長（樽井豪男君）まず、設計変更等についてお答えいたします。

まず、こども園の設計業務につきましては、昨年の8月から、各設計事務所、幼保一元課の子ども課、そして教育委員会とかということで、いろんな平面プランを考えながら、一応11月に至るまで、最終11月に建築確認を出してございます。その後、こども園の指定管理者決定というのが平成20年の3月という中で、まず建築確認は、ご承知のとおり、非常に時間がかかるという中で、これは民間の確認の検査機構に届けております。その場合でしたら、約4カ月ほどで終わるんですけども、県で審査の場合は、約半年以上かかるということで、今回の来年のオープンに向かったの後ろからのスケジュールから考えれば、これが一番短い、妥当の線で一応、建築確認の許

可もおりております。その中で、契約変更、特に間取りの変更は、もう間違いなく無理です。しようと思えば、すべて建築確認の出し直しということで、再度また半年ほどかかると思います。ただし、軽微な変更、ロッカーの位置をちょっとずらすとか、そういった内容のものに建築確認上支障がないものについては、内容変更等はできますけども、すべて、まだ具体的にどの位置を、どう変わるかと、内容変更的なものでしたら、請負契約の金額の変更等は支障はございません。ただし今後、基礎とかそういったもの、データ上で皆、やっていますけども、どうしてもやむを得ないものが出た場合とかというのについては、そういったものの増額というのにはあり得ると思いますけども、今の段階では、そういったものについて増額するという気持ちはございません。まず業者と話をして、内容変更を持っていくかどうかというので、できるだけ契約範囲で、請け負った監督の都市計画としては、そういった方向で進めたいと思っております。

以上です。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第1号については、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）質疑ができないという

ことですので、討論で申し上げたいことを言います。

まず、この工事請負計画、いわゆる高野口認定こども園の工事を発注するという前に、しなければならないことがあるんだという点です。一つは、信太保育所の保護者の皆さんを中心に、現計画、信太保育所も統廃合すると、認定こども園に廃合していくんだということに対して、これは存続してほしいとした声が出ております。これについて十分な行政が説明、また保護者に納得をしていただくということが行われていないという。

それから、2点目として、幼保一元化施設としての機能、いわゆる設計上も問題があるというふうに、私は認識をしています。幼稚園の機能を維持する、また保育所の機能を維持する、そういう施設にする場合、現設計に問題があるというのが、私の考えでございます。

第3点目が、最も大事です。先ほど13番議員も言われました。子どものことを中心に考えよということでもありますけれども、民間委託をめぐって訴訟が起きまして、裁判ですね、裁判ざたになって、行政のやったことが、これは違法行為に当たるということで敗訴した、最高裁まで行っていますけれども、大阪大東市を見てきたんですよ。それと、橋本市が現在やっている、いわゆる引き継ぎの計画について、それをそのまま実行した場合、この大東市よりもひどい状況になると。つまり、保護者が訴訟を起こしたら行政は負けますよということですよ、見てきたら。だから、そうした問題を、しっかりと解決することを抜きにして、施設を建設していくということに対して、私は納得できません。

以上、反対討論とします。

○議長（中上良隆君）ほかに討論する方、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第1号 工事請負契約の締結について を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中上良隆君）起立多数であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（中上良隆君）次に、選第1号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

19番 中本君。

○19番（中本正人君）橋本市の固定資産評価員の選任について、ちょっとお伺いしたいんですけども、これで私、こういうふうに考えるんですけども、本市の固定資産評価員に、本来であれば本市に在住する、居住する人を選任するのが本意じゃないのかなと思うんですけども、実は私、この決して清原さんを、副市長をどうのこうの言うんじゃないんですけども、本来でしたら橋本市在住の人を選任するのが普通じゃないのかと思うんですけども、選任理由について、ちょっとお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（中上良隆君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）従来から固定資産評価員といたしますが、職員から出ていまして、ちょっとその辺の確認、できていませんけども、固定資産の外部の委員と、ちょっと違いますので、評価員といたすのは1人で職員から出ていました。ちょっと、その答弁について、保留させていただきたいと思いません。

○議長（中上良隆君）この際、30分まで休憩

いたします。

(午後 2 時 17 分 休憩)

(午後 2 時 30 分 再開)

○議長(中上良隆君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い議案審議を行います。

19番 中本君の質疑に対する答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長(吉田長司君) 固定資産評価員の関係でございますけども、これは地方税法の第404条に規定されてございます。第404条の第2項に、固定資産評価員は固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市町村長が当該市町村の議会の同意を得て選任するという事だけで、評価員の住所要件はございません。

以上でございます。

○議長(中上良隆君) 19番 中本君。

○19番(中本正人君) もう少しね、私、副市長がどうのこうのいうんじゃないで、だれが来てもうても、なるほどなというふうな人を選任してほしいというのは、先ほども言いましたように、税金も橋本市に出していない人に、おかしくないのかなというのを、私、そう感じただけでお聞きしただけで、これから、もう少しやっぱり選任するにしても、やはりしっかりして調査した上で選任していただきたいということを要望して終わります。

○議長(中上良隆君) ほかにありませんか。

13番 瀧君。

○13番(瀧 洋一君) 私も少しダブって質問を考えていたんですが、ちょっと固定資産評価員というの、この評価員の、そしたら現在、構成ですね、今、市町村長が命ずることなんですことなんですけども、今、何名いらっしゃって、それは市内だけなのか、一般市民

の方も入っておられるのか、教えてください。

○議長(中上良隆君) 企画部長。

○企画部長(吉田長司君) 固定資産評価員は1名でございます、従来から助役が選任してございました。複数いてますのが、固定資産評価審査委員ということで、それは職員以外の市内に住所を有する者でございます。五人でございます。

○議長(中上良隆君) 13番 瀧君。

○13番(瀧 洋一君) すいません、ちょっと勉強不足で失礼しました。そしたら、この評価員の仕事なんですけども、多分、固定資産の評価替えが行われるに際して、それを指揮をとっていただくか、担当部局でしたものに対して精査を行うとか、そういった業務ということで理解させていただいてよろしいんでしょうか。

○議長(中上良隆君) 企画部長。

○企画部長(吉田長司君) あくまでも、行政内部の委員でございますので、市長のかわりをして、そのような仕事をするものでございます、固定資産評価員のほうは。

○議長(中上良隆君) 10番 平林君。

○10番(平林崇行君) 今回の評価員につきましては、副市長である清原氏になるということなんですけども、かなり私は、行政改革を含めて副市長という立場、非常に激務やと思っています。そこで、またこういうふうな評価員のところに入って、本当に、またちゃんとした、できるとは思いますが、また負担にはならないのかな、いろんな形の中で、ほかのあれにも支障はないのかなと、そこを一番心配するところなんですけども、それはどうでしょう。

○議長(中上良隆君) 企画部長。

○企画部長(吉田長司君) その辺も考慮して選ばせていただきました。

○議長(中上良隆君) ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております選第1号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、選第1号 橋本市固定資産評価員の選任について を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本件はこれに同意することに決しました。